

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成26年12月10日（第1日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから、平成26年第4回平泉町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、監査委員から平成26年8月分から10月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（佐々木雄一君）

続いて、一部事務組合等議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会議員、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

それでは、先般開催されました第26回一関地区広域行政組合議会定例会の概要を説明してまいります。

皆さんに配布されておりますが、この定例会には平泉町から出席組合議員として、升沢博子議員と私、阿部正人であります。期日は、平成26年9月30日、午前10時より、1日間ということであります。

23ページの裏をお開き願います。

開催の場所は一関市役所であります。

3番として、付議事件でございますが、（1）認第2号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありましたが、これは認定と決定されました。（2）認第3号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでありましたが、認定と決定しました。（3）議案第7号、平成26年度一関地区広域行政組合一般

会計補正予算（第1号）についてであります。原案どおり可決しました。（4）議案第8号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これも原案どおり可決されています。（5）議案第9号、監査委員の選任についてであります。本案は、監査委員の小野寺興輝さんが平成26年9月30日付けで退職に伴い、新たに公認として沼倉弘治さんの選任の件が勝部管理者より提案され、同意されました。沼倉弘治さんは、住所、一関市花泉町花泉字門ノ沢70番地、昭和10年生まれで70歳、現在、一関市の監査委員を平成21年12月から務められております。

次に、認定されました平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算書について、端折って説明いたします。

24ページ裏をお開きください。

平成25年度一関地区広域行政組合歳入歳出決算会計別総括表。歳入歳出表の決算額で申し上げます。

一般会計、歳入決算額26億2,069万3,807円、それと歳出決算が25億5,116万722円、歳入歳出差引残額6,953万3,085円となります。

次に特別会計であります。

介護保険特別会計（事業勘定）についてであります。歳入決算138億7,773万1,444円、歳出決算額134億9,316万1,380円、歳入歳出差引残額3億8,457万64円。

次に、介護保険特別会計（サービス勘定）であります。歳入決算額3,871万8,592円、歳出決算額3,572万7,165円、差引残高299万1,427円。

合計、歳入決算額165億3,714万3,843円、歳出決算額160億8,004万9,267円、差引残額4億5,709万4,576円であります。

次に、25ページの裏をめくっていただきます。

認第2号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について説明します。

款項で印刷してありますが、款で説明します。

平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算書、歳入の部、1分担金及び負担金、この収入済額で申します。収入済額と予算現額との比較を説明します。収入済額19億5,568万6,000円、予算現額との比較ゼロ円、次に2款使用料及び手数料であります。収入済額2億4,322万2,086円、予算現額との比較が2,152万86円、3款国庫支出金、収入済額が1,357万2,451円、予算現額との比較マイナス4,347万1,549円、4款財産収入、収入済額が6,274万5,920円、予算現額との比較1,873万7,920円、5款寄附金、これは収入済額ゼロ円、予算現額との比較はマイナス1,000円、6款繰入金、収入済額が1億4,644万6,336円、予算現額との比較がマイナス664円、7款繰越金、収入済額が1億7,534万4,929円、予算現額との比較がマイナス71円、8款諸収入、収入済額が2,367万6,085円、予算現額との比較がマイナス226万4,915円、歳入合計、収入済額が26億2,069万3,807円、予算現額との比較がマイナス548万193円であります。

次に、歳出、裏面でございます。

決算書の8ページでございます。

これも支出済額と予算現額と支出済額との比較で、款で申し述べます。

1 款議会費、支出済額143万8,421円、予算現額との比較が66万5,579円、2 款総務費2億1,510万3,415円、予算現額との比較が240万2,585円、3 款衛生費、支出済額18億5,172万2,636円、予算現額との比較が6,865万6,364円、4 款公債費、支出済額が4億8,289万6,250円、予算現額との比較が28万7,750円、5 款諸支出金であります。これは支出済額がゼロ円、予算現額との比較が1,000円、6 款予備費でございます。これはゼロ円、予算現額との比較は300万円。歳出合計額、支出済額が25億5,116万722円、予算現額との比較が7,501万3,278円であります。

更に、事項別明細書については決算書の11ページから38ページまで掲載しておりますので、お目通し願います。

次に、決算書の40ページをお開きください。

認第3号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計の歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の42、43ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。収入済額と収入未済額、そして予算現額との比較を説明します。

款項で説明いたします。

歳入、1 款保険料、収入済額22億3,372万9,325円、収入未済額5,117万9,845円、予算現額との比較が7,357万4,325円、2 款分担金及び負担金、収入済額19億2,639万6,000円、これに対して予算現額と収入済額との比較はゼロ円でございます。3 款使用料及び手数料についてであります。収入済額が15万6,800円、予算現額との比較がマイナス4万3,200円であります。4 款国庫支出金でございます。収入済額34億933万5,141円、予算現額との比較が6,776万5,141円、5 款支払基金交付金であります。収入済額36億5,115万4,000円、予算現額との比較がマイナス8,228万7,000円、6 款県支出金であります。収入済額18億9,763万5,934円、予算現額との比較がマイナス3,544万2,066円、7 款財産収入でございます。収入済額113万6,444円、予算現額との比較がマイナス8万8,556円あります。8 款繰入金、収入済額が3億1,286万3,000円、予算現額との比較がゼロ円、9 款繰越金、収入済額が4億4,328万486円、予算現額との比較がマイナス514円、10 款諸収入、収入済額が204万4,314円、予算現額との比較が152万5,314円、歳入合計、収入済額が138億7,773万1,444円、収入未済額が5,117万9,845円、予算現額との比較が2,500万3,444円でございます。

裏面の44ページ、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額が2億5,479万2,451円、予算現額との比較ですが、1,515万4,549円、2 款保険給付費です。支出済額が124億8,714万4,506円、予算現額との差が3億2,248万3,494円、それから3 款基金積立金であります。支出済額が2億9,740万4,829円、予算現額との比較が8万6,171円、4 款地域支援事業費であります。支出済額が2億8,158万3,602円、予算現額との比較が1,754万7,398円、5 款公債費、支出済額ゼロ円、予算現額との比較が52万5,000円、6 款諸支出金であります。これは支出済額が1億7,223万5,992円、予算現額との比較が277万8円であ

ります。歳出合計、支出済額が134億9,316万1,380円、予算現額との比較が3億5,956万6,620円です。

それでは、次でございますが、これはサービス勘定であります。

46ページ、裏でございますが、歳入、1款サービス収入でございます。収入済額3,348万8,480円、予算現額との比較がマイナス241万3,520円、2款繰入金でございます。収入済額がゼロ円、予算現額との比較がマイナス1,000円、3款繰越金、収入済額が519万5,336円、予算現額との比較がマイナス664円、4款諸収入、収入済額が3万4,776円、予算現額との比較がマイナス2万7,224円となります。歳入合計、収入済額が3,871万8,592円、予算現額との比較がマイナス244万2,408円となります。

次に、47ページの裏面ですが、歳出であります。

1款サービス事業費、支出済額3,053万1,829円、予算現額との比較が468万3,171円、2款諸支出金、支出済額が519万5,336円、予算現額との比較が664円、3款予備費でございます。支出済額がゼロ円、予算現額との比較が75万円となります。歳出合計額、支出済額が3,572万7,165円、予算現額との比較が543万3,835円となります。

それでは、次に、介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書の事業勘定については、49ページから57ページ、サービス勘定については58ページから60ページに記載してありますので、お目通し願います。

そのほかに、65ページをお開きください。

平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額の資金を運用するための基金の運用状況決算審査意見書が1ページから34ページまで掲載しておりますので、お目通しいただきます。

その中での組合で行政別の分担金が掲載されておりますが、意見書67ページの裏面になります。

分担金の内訳であります。

当年度のそれぞれの内訳は次のとおりであるということで記載されてあります。この中の平成25年度の分担金であります。決算額、総務費分担金4,143万9,000円、衛生総務費分担金4,256万8,000円、火葬場費分担金4,069万8,000円、ごみ処理費分担金が10億2,972万3,000円、し尿処理費分担金3億2,406万4,000円、合計14億7,849万2,000円、これは平成24年度の分担金15億3,220万3,000円に対してマイナス5,371万1,000円でありました。パーセントで申しますと3.51ポイントのマイナスであります。その中での平泉町の分担金でございます。総務費分担金460万4,000円、衛生総務費の分担金280万6,000円、火葬場費の分担金が247万4,000円、ごみ処理費の分担金が6,760万2,000円、し尿処理費の分担金が1,943万8,000円、合計9,692万4,000円、これは全体の費用の6.56%に値します。平成24年度の分担金に対して、9,911万6,000円に比べてですが、マイナス219万2,000円となります。パーセントでありますと2.21ポイント下がっております。

下の平成25年度の負担金の中の建設事業費負担金であります。全体で決算額が、ごみ処理施設整備費負担金でありますが、4億6,445万円、し尿処理施設整備費負担金1,274万4,000円、合

計 4 億 7,719 万 4,000 円、平成 24 年度の負担金 5 億 1,017 万 3,000 円に比較しますとマイナス 3,297 万 9,000 円に値します。マイナス 6.46 ポイント下がっております。平泉町の場合でございます。建設事業費負担金、ごみ処理施設整備費負担金は 1,057 万 9,000 円であります。し尿処理施設整備費負担金 126 万 4,000 円であります。合計 1,184 万 3,000 円になります。平成 24 年負担金 1,317 万 4,000 円に比較しまして、マイナス 133 万 1,000 円、マイナス 10.1 ポイント下がっております。

次に、議案第 7 号ですが、平成 26 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。

これについては、82 ページをお開きください。

議案第 7 号、平成 26 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）、平成 26 年度一関地区広域行政組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,142 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 366 万 6,000 円とするものであります。2 条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるということであります。

次に、議案第 8 号、平成 26 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

84 ページをお開きください。

議案第 8 号を朗読します。平成 26 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、平成 26 年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8,812 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141 億 236 万 9,000 円とし、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 299 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,648 万 9,000 円とするということであります。

以下、省略します。

そのほかに一般質問がありました。7 名の議会議員が登壇されました。主な内容については、私なりに受けとめた質問であります。新一関清掃センターの建設に狐禅寺誘致に関する地域住民に反対する対応の件、また、舞川最終処分場における放射能汚染物の埋め立て問題、さらに、清掃センターから搬出される焼却灰、し尿、下水汚泥等のセメント利用、あるいは堆肥や廃棄物の件、バイオマスエネルギー、再生エネルギーの利活用の提案などありました。また、介護サービスの充実についての質問もありました。

以上で私の報告に代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

議長（佐々木雄一君）

これで一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

ちょっと今の中身でお聞きしたいところがございます、36ページの大東清掃センターの周辺住民の健康調査委託料330万円ほど出ているようですけれども、これについて関連で申し上げますけれども、舞川清掃センターの方での環境影響調査は同じようなことをやっているのかやっていないのか、やっているとすればどの項目に入っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、石川章議員。

7番、石川章議員。

7 番（石川章君）

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会についてご報告を申し上げます。

103ページの裏をお開き願いたいと思います。

平成26年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会、1、期日は平成26年11月26日でした。2、場所、岩手県自治会館、3、付議事件、（1）認定第1号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、これは認定されました。（2）認定第2号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。これも認定されました。（3）議案第12号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。（4）議案第13号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、承認されました。（5）議案第14号、岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、承認されました。（6）議案第15号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、可決されました。（7）議案第16号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、可決されました。（8）岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについては、同意されました。

次に、130ページをお開き願います。

歳入総括表の収入済額でご報告申し上げます。

1 款市町村支出金226億870万7,659円、2 款国庫支出金525億1,986万5,545円、3 款県支出金119億8,294万6,642円、4 款支払基金交付金595億6,143万5,000円、5 款特別高額医療費共同事業交付金2,102万7,491円、8 款繰入金 1 0 億7,346万2,947円、9 款繰越金 4 2 億8,865万7,019円、1 1 款諸収入 1 億6,471万4,787円、歳入合計1,522億2,081万7,090円。

次に、130ページの裏から131ページをお開き願います。

歳出総括表の支出済額でご報告申し上げます。

1 款総務費 2 億5,927万6,816円、2 款保険給付費1,438億5,403万9,575円、3 款県財政安定化基金拠出金 1 億2,498万6,583円、4 款特別高額医療費共同事業拠出金1,541万9,164円、5 款保健事業費 2 億8,317万1,677円、7 款基金積立金3,589万3,000円、8 款公債費ゼロ円、9 款諸支出金 2 8 億8,754万2,499円、1 0 款予備費ゼロ円です。支出合計1,474億6,032万9,314円、歳入歳出差引残高が 4 7 億6,048万7,776円となっております。不用額でございますが、2 8 億4,161万6,686円となっております。

戻って、105ページをお開き願いたいと思います。

議案第 1 2 号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは提案理由でございますが、岩手県人事委員会の勧告等を勘案し、行政職給料表及び勤勉手当の支給割合の改定をしようとするものであります。

それから108ページの裏をお開き願いたいと思います。

議案第 1 3 号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。これは、専決処分書にあるとおり、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。詳細につきましては、あとでお目通しをいただきたいと思ひます。

それから、109ページの裏でございます。

議案第 1 4 号、岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。専決処分書、岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したものであります。これもお目通しをお願いしたいと思ひます。

それから、110ページの裏をお開き願いたいと思ひます。

議案第 1 5 号、平成 2 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）、平成 2 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 億9,524万8,000円とするものであります。

次に、112ページの裏をお開き願いたいと思います。

議案第16号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億6,103万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,547億5,985万7,000円とするものであります。

次に、議案第17号、これはあとから多分お手元に配布されていると思いますので、お目通しを願いたいと思います。

議案第17号、岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、次の者を岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を求めることについてでございますが、笹渡昇氏、岩手県岩手町の大坊第6地割24番地でございます。岩手町議会の副議長でございます。満場一致で選任されました。

以上をもちまして、主な点だけをご報告いたしました。あとはお目通しをお願いしたいと思います。

以上でご報告を終わります。ありがとうございました。

議長(佐々木雄一君)

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

青木町長。

町長(青木幸保君)

行政報告をさせていただきます。

抽出して報告いたしますので、以下についてはお目通しをお願いしたいというふうに思います。

9月11日、さわなり苑敬老会であります。

9月14日が町の敬老会を平泉中学校を会場に行われております。

9月26日、県への市町村要望ということで庁舎で行われております。

10月3日、県南広域振興局管内首長の懇談会が遠野市で行われまして、議題は少子高齢化対策と観光行政についての懇談でありました。

10月8日、全国史跡整備市町村協議会の大会が愛媛県の宇和島市で行われております。

10月12日、黄金祭が黄金荘で行われております。

10月14日、国土交通省事業促進要望、15日が中央要望と2日間、14日は盛岡市、仙台市でありますし、中央要望は本庁であります。

10月18、19日が江東区民まつりであります。2日間、大変な天気にも恵まれまして、大盛況でありまして、完売いたしましたところあります。

10月20日、中尊寺菊まつり開幕法要であります。

10月24日、「世界文化遺産」地域連携会議総会ということで京都府京都市で行われております。同時に、世界遺産市町村サミットも開催されております。

10月26日、ライスアート in 平泉の稲刈りであります。ほ場で行われております。高館橋付近であります。

同じ日ですが、平泉中学校の文化祭が開催されております。

10月28日、県議会東日本大震災津波復興特別委員会が現地調査ということで平泉町に来ておりまして、調査していただきました。様々課題はあるわけですが、平泉町のテーマとして平泉では観光行政についての調査をしたいということでの調査をいただいたところであります。

10月29日が岩手県名古屋事務所を訪問いたしております。と同時に、フタバ本社を訪問させていただき、フタバ平泉が企業誘致していただいた時の当時の社長、その後、会長になりまして、現在は肩書きは持ってはおりませんが、梅村前会長にもご訪問いたしまして、当時の様々な思い出もお話しながら、しばらく平泉にも行ってないということでありましたので、この機会に是非平泉に来町していただきたいということで、1月12日にフタバ本社の社長、三島社長と梅村前会長が来町する運びとなっております。と同時に、災害協定を結んでおります幸田町にも表敬訪問いたしまして、幸田町長ともお会いして、今後、平泉町として世界遺産5周年を再来年行う予定での計画等もお話した中で、是非私どもも参加させていただきたいというようなお話もいただけてきたところでもあります。

10月31日、北上川上流改修期成同盟会、一関遊水地事業促進協議会中央要望を行っております。と同時に道路整備促進中央要望も行っているところでもあります。

11月1日が町芸術文化祭開会式と同時に、1日、2日行われておりますし、2日の日がひらいずみ産業まつりが開催しておりますが、町芸術文化祭におきましては、2日間で2,300名のご来場者がありました。また、ひらいずみ産業まつりにおきましては、1日限りではありますが、3,500人の来場がありました。

11月3日、町勢功労者表彰式であります。

11月4日、慶泉荘におきまして、100歳到達者記念品の贈呈を行っております。東山町出身の方で藤山としみさんですね、藤山としみさんという女性の方ですが、100歳を迎えられております。

11月6日、東北地方治水大会が盛岡市で行われております。

11月7日全国史跡整備市町村協議会臨時大会が東京で行われております。

11月11日になりますが、中尊寺で文化財等の修復等々を行っております、俗に山田棟梁と申されております山田雪氏が県知事卓越技能者表彰を受けられまして、その報告に来ていただいております。本町では6人目ということになります。

11月13日、「岩手県食の匠」認定報告を受けております。今回は14区の小野寺郁子様を受賞されておきまして、本町では5人目ということになります。

同じ13日に東稲山桜情景復活検討協議会が開催されております。

11月17日が平泉ナンバーの交付記念行事を行っております。議会皆様方、そして町民皆様

方の多大なるお力添えをもちまして、無事11月17日にご当地ナンバー、平泉ナンバーが開始されたところであります。町内でも時々見るようになって参りました。今後もなお皆様方のご理解を賜りながら、なお一層普及に努めて参りたいと思っておりますので、今後ともなお一層のお力添えをよろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

11月18日、交通死亡事故ゼロ日継続1年達成賞賛状を岩手県警察本部から頂戴いたしております。引き続き、交通死亡事故ゼロを続けて参りたいと思っておりますので、どうぞ、皆様方のお力添えをよろしくお願ひいたしたいと思っております。

11月20日、一関地方農林業振興大会が一関市の東山体育館で行われております。と同時に在仙の岩手県人会の総会が仙台市で行われております。

11月29日になりますが、長島水門、第二遊水地ではありますが、長島水門の安全祈願祭が行われております。

11月30日、父母と教師の集いが長島小学校で行われております。

裏になりますが、12月4日、平泉町交通安全運動推進町民大会が町役場で行われております。と同時に前期、後期となりますが、交通安全コンクールの表彰も行われております。議会の皆様にも、大勢の方々にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

12月7日、国体機運醸成講演会ということで世界遺産センターで開催されております。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

先程、ご質問のあった件についてご回答をお示し願ひます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

先程のご質問ありました点につきまして、お答えを申し上げます。

一関清掃センター、それから大東清掃センターそれぞれの空間線量を測定しているということでございます。一関清掃センターは、まず一関清掃センターの建物の敷地内を測定しておりますし、それから舞川の処分場についても測定しているということでございます。週1回測定しているということでございます。それから、大東清掃センターにおいても、大東清掃センターの敷地内と、それから東山の処分場、それぞれ週1回の頻度で測定をしているということでございます。

それ以外に、周辺地域の測定ということで、舞川地区とそれから狐禅寺地区をそれぞれこれ以外で測定をしているということでございます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

私が言っているのは空間線量ではなくて、周辺地域住民の健康調査がなされているかどうかということで、これが今言ったことなのですか。別でしょう。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

健康影響調査につきましては、大東清掃センターの施設の周辺住民の健康影響調査を行っているということでございます。先程の報告書の92ページの裏にイとして生活環境対策の、右側の分なのですが、大東清掃センター施設周辺住民健康調査の実施状況ということで記載されております。これは大東清掃センターに係る分ということになります。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

議長（佐々木雄一君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（佐々木雄一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、3番、阿部正人議員及び4番、佐々木一治議員を指名します。

議長（佐々木雄一君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議長(佐々木雄一君)

日程第3、請願第5号及び日程第4、請願第6号の請願2件を一括議題とします。

請願第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、紹介議員の説明を求めます。

2番、升沢博子議員。

2番(升沢博子君)

請願第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、一関市山目字中野130、岩手県教職員組合いわい支部、支部長、佐藤憲一より出ております。紹介議員は私、升沢博子でございます。

請願書、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

請願趣旨・理由、35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国各地に住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。皆様の丁寧な審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

次に、請願第6号、私学教育を充実・発展させるための請願について、紹介議員の説明を求めます。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

請願第6号、私学教育を充実・発展させるための請願、請願者は盛岡市本町通り3丁目18の32、三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、新妻二男です。紹介議員は私、小松代智です。

あらかじめ配布しております請願書がありますので、それを朗読して説明に代えさせていただきます。

裏面でございます。

私学教育を充実・発展させるための請願書、請願の趣旨、日頃の私学振興に対するご尽力に敬意を表します。特に昨年度も私たちの請願を、県内の多くの市町村議会が採択して下さったことに対しまして、心から御礼申し上げます。

各市町村議会から提出された意見書は、今年度の国の私学関係予算を増額させるなど、大きな威力を発揮しました。

岩手県は国の私学関係予算が毎年のように増額している中、財政赤字を理由として、高校生一人当たりの補助単価を平成16年度の34万570円を最高に、平成20年まで4年連続で削減しました。しかし、市町村議会からの意見書を始めとする県民からの声で、平成21年度より増額に転じ、今年度も岩手県の私学助成金（運営費補助）は高校生一人当たりの補助単価で33万6,444円（昨年度は33万2,785円）と増額となりました。

それでも、私学と公立の学費格差は依然として大きく、私学の教育諸条件（施設・設備など）は全体として公立より劣っています。さらに、3年前の大震災によって施設・設備に甚大な被害を受けた学校も少なくありません。体育館が再建できないなど、教育活動に大きな支障をきたしている学校もあります。また、世帯の所得に応じて、授業料に対する就学支援金が支給されます

が、私立高校には授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な「施設設備費」「教育維持費」等があります。現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されません。学費を支払うことができずに退学せざるを得ない生徒もなくなりません。私たちは、このような状況を早急に改善し、公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければならないと考えています。

「少子化」進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけることになり、地域の振興という点から見ても、憂慮すべき事態であると考えます。

私たちは、「少子化」の今こそ、教育諸条件（30人学級、教育費負担軽減など）を抜本的に改善する絶好の機会だと考えます。また、このことが「少子化」歯止めの有効な対策になると考えます。

以上のような趣旨から、下記の項目を実現して下さいますよう、お願いいたします。

請願事項、1、貴町の住民で岩手県内の私立高校に在籍する生徒の保護者に対する就学援助金給付制度を継続するとともに、その交付対象として教育充実費・維持費等を含めるよう制度を拡充して下さい。

2、国及び県に対して、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求める意見書を提出して下さい。

以上でございます。十分にご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号及び請願第6号については、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第5、承認第6号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君） それでは、承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

承認第6号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

この案件は、平成26年11月21日の衆議院解散に伴い、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の執行が平成26年12月14日と決定したことから、その執行に係る予算全額を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第3号）として専決処分させていただいたものでございます。

2ページをお開きください。

平成26年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,467万8,000円としたものでございます。

以上でございます。提案申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたしたいと思えます。

議長（佐々木雄一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第6、議案第41号から日程第16、議案第51号まで、条例案件3件、補正予算案件8件、以上、合計11件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件3件、補正予算案件8件、計11件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、条例案件についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

議案第41号、平泉町環境保全条例でございます。

提案理由でございますが、平泉町環境基本条例の基本理念に基づき、環境保全に関する条例として新たに制定をしようとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

議案第42号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、健康保険法の一部改正に伴い、出産に係る被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、11ページをお開きください。

議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、人事院及び岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、補正予算案件について説明申し上げます。

15ページをお開きください。

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成26年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,054万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,412万9,000円としようとするものでございます。

次に、33ページをお開きください。

議案第45号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,070万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,986万8,000円としようとするものでございます。

次に、36ページをお開きください。

議案第46号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,488万2,000円としようとするものでございます。

次に、38ページをお開きください。

議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,984万3,000円としようとするものでございます。

次に、41ページをお開きください。

議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,900万円としようとするものでございます。

次に、44ページをお開きください。

議案第49号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13

万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,617万3,000円としようとするものでございます。

次に、46ページをお開きください。

議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億167万8,000円としようとするものでございます。

次に、50ページをお開きください。

議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、平成26年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、平成26年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出の補正予定額でご説明申し上げます。支出、第1款水道事業費用1万7,000円。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費16万4,000円。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第41号から日程第16、議案第51号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第51号まで、条例案件3件、補正予算案件8件、以上、合計11件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第17、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

今年も早いもので、あと20日余りで平成26年が終わろうとしております。被災地ではまだ仮設住宅で4年目のお正月を迎えなければならない人たちがおり、先の見えない生活に不安を抱えて暮らしている方々が多い中、650億円をかけ、なぜ今、国政選挙なのか疑問を持つ一人であります。

さて、議会では、開かれた議会、信頼される議会を目指して、町民との懇談会を開いて4年目になりました。各行政区から話される要望や意見は毎年のことですが、道路、防火水槽、水路、草刈りといった生活環境に関する地域課題が多く出され、地区の問題を受けとめてまいりました。その中から何点かを質問させていただきますので、町長と教育長の見解を伺いたいと思います。

まず、1点目でございます。

通学援助の対策についてであります。

本町では、児童・生徒に通学定期券交付とスクールバスの援助を長年実施されているが、地域住民や保護者に対して通学援助の基本的な考え方を明確に説明されているのかどうか、教育長にお伺いいたします。

2点目でございます。

社会教育の推進についてであります。

家庭教育の充実の必要性は言うまでもなく、現代社会の多様な価値観の中で家庭教育をどのような視点に立って指導していかれるのかお伺いいたします。また、成人教育の向上についてであります。教育委員会としてはどのように議論されているのか、その具体的な対策をどう講じていく考えであるか、以上の2点について教育長にお伺いしたいと思います。

3点目でございます。

暮らしの安全対策です。

一つ目です。道路舗装と側溝など早急に改修し、暮らしの安全対策を強く願っている住民が多いのであります。そこで、道路、側溝、水路改修等の安全対策について町長にお伺いいたします。

二つ目、防火水槽と消火栓の点検を、これも早急に実施し、防火対策を講ずるべきではないかと考えます。その対策についてお伺いいたします。

最後になります。道路にかかる枯木や枝の伐採計画でございます。これも地域住民から行政区を越えて、道路にはみ出ている枯れ枝、それから伸びている枝等の倒木で危険ではないかというふうな話もされてきました。それで、伐採計画の考えについてということで、以上、暮らしの安全対策3点について町長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

寺崎敏子議員の質問にお答えいたします。

1点、2点目については教育長への質問ですので、教育長から答弁いたさせますので、よろし

くお願いいたしたいと思います。

私からは3点目についてご答弁を申し上げたいと思います。

暮らしの安全対策についてのご質問の(1)になりますね、道路、側溝、水路の改修等と安全対策についてのご質問にお答えします。

道路パトロールによる修繕箇所チェック、行政区長からの要望により出された修繕要望については、緊急性を考慮しながら優先順位を付けて対応しておるところであります。直営で対応可能な軽度の補修につきましては3日以内に処理するように努めておりますし、また、外部に委託等をした場合は、契約事務等の関係で1カ月以上の期間を要しております。今後とも、補助事業の活用、施工方法の検討など、財政状況も勘案しながら、住民要望にできるだけ応えて参りたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、(2)の防火水槽と消火栓の点検を早急に実施し、防火対策を講ずるべきではのご質問にお答えをいたしたいと思います。

防火水槽、消火栓の管理につきましては、台帳や各分団などからの情報等により状況を把握しているところであり、修繕等に関しましては必要に応じ対応をしているところでございます。また、防火水槽、消火栓等の消防水利の点検につきましては、各分団の対応により実施していただいている現状であり、点検後の不具合等については分団長から報告いただいております。必要に応じて修理等の対応をしているところでございます。なお、平成25年1月に各分団の協力のもと、防火水槽の貯水容量等の確認のための調査を実施しております。また、消火栓につきましては、道路改良などと併せて、老朽化している消火栓の更新を進めているところでございます。

年に8回ほど開催される平泉町消防団幹部会でも、各分団から情報提供を受けながら、防火水槽の維持管理等については所管する地元消防団と協議、連携のもと実施しており、各消防団分団要望等により防火水槽、消火栓についての維持補修を行っているところでありますが、更に地元消防団との連携体制を密にして、早急に対応できる維持管理体制の強化に努めて参ります。

消防設備につきましては、隔年により実施しているポンプ性能試験や消防団本団による屯所査察の実施により現状を把握している状況であります。屯所や車両が老朽化している現状を踏まえながら、計画的な更新が必要であると考えているところでございます。

次に、(3)になりますが、道路にかかる枯木や枝の伐採計画の考えについてのご質問にお答えします。

交通の支障となり得る枯木や倒木については、道路パトロールや行政区長からの要望により、直営による伐採や業者委託により、その都度、適宜対応しておりますので、伐採計画につきましては現在のところ考えていないということでもあります。

以上であります。

議長(佐々木雄一君)

教育長。

教育長(岩渕実君)

それでは、私の方から、通学援助の対策についてと社会教育の推進についての2点にわたって

ご質問ありましたので、回答させていただきます。

まず、通学援助の対策についてでございますが、先程、議員からお話ありましたように、通学援助の対策については、小学生に対して、遠距離から通学する児童の登下校の安全を確保することを目的に、通学定期券の支給とスクールバス運行を行っているところであります。バス通学定期については、路線バスの運行がされている1区、8区、9区、14区の1年生から3年生までの児童に対し定期券の交付をしており、今年度は54人の児童を対象に事業を行っております。スクールバスについては、3区から6区の1年生から6年生までの児童を対象にしており、今年度の対象者は46人となっております。これらの事業の実施については、各小学校で2月に開催される新入学児童の保護者を対象とした入学説明会の場で、安全な登下校に関する内容と併せ説明を行っているところであります。

また、中学生については、長島地区の保護者会が毎年12月から3月までの冬期間、登下校の通学に係るバス運行を業者に委託していることを受け、バス運行に係る経費のうち、生徒1人当たり5,000円の個人負担を除いた費用について、町で負担を行っているところであります。

通学援助については、以前に行われて学校統合の代替え措置としての側面や、歴史的な背景や地域の特性もあることから、一度に調整することが困難であると認識しております。今後、地域の実情や各学校、PTAの皆さんからの意見も踏まえ、方向性を模索していきたいと考えております。

次に、2番の社会教育の推進についてのご質問の、(1)現代社会の多様な価値観の中で、家庭教育をどのような視点に立って指導していくのかのご質問にお答えします。

近年の家庭教育を取り巻く情勢は、保護者の勤務形態の多様化などを背景に、家庭における子供の適切な生活習慣の確立が難しくなっているほか、多様な文化や価値観を持つ家庭が存在するなど、子供や子育てに対する親の考え方もそれぞれ異なる現状にあります。このため、家庭教育の支援は画一的ではなく、それぞれの家庭の背景や社会情勢などをよく把握、理解した上で、きめ細かく丁寧に行っていく必要があると考えております。

現在、教育委員会では、町内全ての保育所、幼稚園、小学校、中学校において、保護者を対象とした家庭教育学級を開催し、専門の講師から発達段階に応じた家庭教育のあり方などを学ぶ機会を設けております。また、親子が自然とのふれあいや体験をする機会として親子ふれあい教室を開催するなど、学習機会の拡充を図っているところであります。特に、子育て中の親が気軽に集える場の提供や、相談窓口の整備、子育て情報の提供などについては、今後も充実を図っていく必要があると認識していることから、今年8月には町公民館に社会教育指導員を配置し、個々に寄り添った支援に力を入れていきたいというふうに考えております。

また、教育振興運動の活動の一つとして、今年度から各行政区のPTAを中心に取り組んでいる地域学習を開催しているところでありますが、この学習活動を通じて子育て家庭が地域とのつながりを深めるとともに、地域社会全体で子育てを支える環境整備の一助にしたいと考えております。

2点目の成人教育の向上についてでございますが、成人教育につきましては、自己の啓発、向上

を図ろうとする個々の意欲と自主性を促すものであるとともに、まちづくりの先頭に立つ年代への教育活動も含まれていることから、必要性の高いものであると認識しており、その中でも特に若い世代が集う場の提供や事業の開催が急務であると考えております。

現在は町公民館を中心に、町民の皆さんが生きがいつくりや自己研鑽を積む場としての町民講座等を提供しているところでありますが、今後必要な視点として、講座を受講することに終わるのではなく、学んだことをいかに発揮していただくか、そして、それが発揮できる場を町がどう提供していくかということが重要な視点であると認識しております。このため、これまでの生きがいつくりのための講座と併せ、まちづくりを視野に入れた講座の開設や講座受講後のフォローアップなどについても検討していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

ご答弁いただきました。

それでは、再質問させていただきます。

通学援助についてということは、これもやはり地域懇談会しまして、二つの地区からも出ていましたし、ある地区は昨年出たというところがありまして、そして、これもいろいろと調べてみましたら、いろいろな不都合が出てきているということを感じたので、今回この質問をさせていただきました。

実は、今年の夏休みのスクールバス運行について、保護者や地区民からの話を大体要約しますと、例年であると休み中でもスクールバスの運行はしてもらっていたと、しかし、今年は詳しい説明はなく運行中止となった、その代わり、代替えとして、患者輸送バスで対応されたようです。保護者や地域民は、そうではなくて、スクールバス運行を希望しているということでした。それから、更に4区は達谷でございますね、達谷まではその輸送バスは行っていないと、戸河内から、あそこは何線というのでしょうか、降りてきて5区のところに出てきたところで、そこで待っていてもらえれば輸送バスに乗ってよろしいですという話がされたと、それでは違うのだという、そこまでも連れてきたら学校まで直接行った方が早いわけですね、雨とか風とか吹いていますので。そういうことで、全く路線バスのない地域からは子供たちの足の確保はやはり絶対必要なのだということで懇談会で話されて、強く要望しますというふうなことを話されてきました。

それで、今後の対応については、今の答弁されたのは今までの経過というふうなことのようでございますが、今後の対応について、このスクールバスについてをどのような対応をなさるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

スクールバスの今後の運行ということでご質問いただきました。先程、議員から申し上げられ

たように、3区、4区、5区については例年、夏休み中もプールの開所とか、それから図書館の貸し出し等もあるのでということでスクールバスの運行を夏休み中も行っていたところでしたが、一方でPTAの方では、一部の地域にだけ夏休みも含めて運行するのはいかがなものかというような声もありました。教育委員会の内部で検討した結果、それでは義務教育の授業を行っているその期間についてはスクールバスについては運行するというので、ほかの地域の方々のこともありますので、夏休みについてはそれぞれ自助努力をしていただくということで、7月に入ってからでしたが、説明会を開いたという経緯がございます。1点、4区については、ほかの地域は患者送迎を利用させていただくということもありましたが、4区については、この期間については観光バスが、巖美まで行くバスがありましたので、達谷窟のところで、停留所というところで停まるということもありましたので、原則はそのバスを使させていただくというようなことで説明をしております。地域のところでスクールバスを運用しているところは平泉小学校管内だけありますので、今後について、夏休みについては路線バスが走っているところはもちろん定期券を使えないというような状況もありますし、スクールバスは運行されておられませんので、全体的なバランスが必要かなというところで現在考えております。平泉小学校管内だけを今考えておりますが、夏休み期間中においても、もしPTA、それから保護者の声が強いのであれば、毎日ではなくてスクールバスも各行政区均等に回せないかということで、運行表とかの検討を今行っているというような状況でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

地域からだったりPTAだったり保護者から言われて、強く言われるとその場の対応ということになりますね。その部分はまたあとから質問しますけれども、まず、スクールバスの件については分かりました。

それでは、定期券の現物支給についてでございます。遠距離でおおむね3キロ以上でということでスクールバス運行以外の区域から通学する、昨年までは1年生から2年生までのようですが、今年からは1年生から3年生までが対象ということになっておるようですが、この1学年上げた理由もひとつお伺いしたいということ一つです、1点。

それから、長島地区は14区だけが現物支給になっていて、それ以外の対象児童は長島はいないのでしょうか。3キロ以上だと、スクールバス路ということになってくると、これはまた違う話になるのではないかと、いたとしたらどのような対応をしていたのかしていないのか、この2点よろしくお願ひします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

今年度からバス定期券につきましては小学校3年生まで拡大ということで運用しております。昨年度、実は定例会、2回ぐらい出たと思いますが、議員の方から3年生までの事業拡大ができ

ないかということで検討させていただいて、今年度から3年生まで引き上げたところです。理由といたしましては、4年生から自転車通学が可能ということで、1、2年まで定期券を発行しておりますと3年生だけが遠いところから歩いてこななければならないというような不都合が生じたことから、その年代、続けて通学の安全が確保できるようにということで、今年度から1年生から3年生まで定期券の現物給付を行っているところです。

長島地区につきましては、路線バスが走っているところにつきましては原則路線バスの定期券交付というところで対応させていただいているところですが、距離的に見まして、14区のみが3キロのところに対応できるというところでしたので、そこに交付をしております。長島地区は地理的に見まして、皆さんもご承知のとおり、大変坂道が多かったり道路が狭かったりというようなところもあります。距離としてはそれほど、平泉地区の戸河内とか達谷のように、うんと遠距離から通っていらっしゃる、地図で見ますとそういう状況にあるかというふうに考えております。ただ、個別の1軒1軒お家を距離的に見てみると、個別的に見ていかないと具体的な検討には入れないと思いますが、そのあたりも含めて検討が必要かということで考えておりました。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

そうですね、多分20区ですか、20区、一関境あたりなんかは結構な距離あるのではないかと、あの辺も子供たちが少ないから、いないと言われればいないのしょうけれども、18区の奥の方になると結構、距離数は3キロ以上あるのではないかというふうに思っているし、ある長島の方の保護者の話に聞きますと、そういうことあったのですかというような話もあって、認識をしていない方もいたということで、この答弁には、各小学校で2月に開催される新入学児童の保護者を対象に入学説明会の際にそういう安全策で説明しているということで、これはスクールバスについて話しているのか、それから定期券のことについても一緒に同時に話しているのか、両方ですか。ちょっとお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

先程の教育長の答弁でも申し上げたように、安全な登下校に関する内容の一環として話しておりますので、スクールバスのこと、それから通学定期のこと、それから自転車通学は何年生からで、歩行の時はどういうふうなところを注意しなければならないとか、すべて含めて説明を行っていると同っていました。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

ということは、教育委員会が出向いて、その支給のことやらスクールのバスのことは話してなくて、学校の方での説明ということで解釈してよろしいわけですか。

それで、この入学説明会の時ということで、いろんな説明をされるので、保護者は全部一回、兄弟で学校に入れていたり、それを利用している親なら分かると思うのですが、初めて入れる親にしてみれば、本当にどんどんしゃべられるけれども、説明されるけれども、一体どういうことなのかよく理解しないでいるということもあるので、やっぱりこういうふうな時はもう少し具体的に教育委員会とか、そのことにだけとかというふうな細かい説明で丁寧な説明はできないものでしょうか。お願いします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

入学の準備につきましては、就学時健診とか、それから発達の関係とか様々なことが教育委員会では9月から、それから3月までに向けて個別の案件も含めてその相談をしているような状況にあります。今おっしゃられたように、2月に一回にというようなこともあろうかとは思いますが、学校の方とは教育委員会の事務局と一緒に意思疎通は図っておりまして、そのあたりは十分対応できているというふうな認識でございます。また、バスの定期については、それぞれのお子さんが一人ひとり降りるところ、乗るところの定期券を配っておりますので、どこでそのお子さんがバスに乗られるのかというあたりも含めて定期券を配っているところです。また、一方では、各学校で地域懇談会を開催しておりますので、その席上でスクールバスのこと、それから定期券のことをご質問をされる保護者の方もいるというふうに聞いております。その際には、学校の方から教育委員会の方に確認等がされまして、保護者の方にお答えをお返しするというようなことも行っておりましたので、不十分であるというふうなお話かもしれませんが、こちらでは精いっぱい対応させていただいているところです。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

では、その辺はもっともっと丁寧なということで、しているつもりということでしょうけれども、何でもしゃべる側が問題ではなくて聞き手側にありますので、どうぞ、多分理解できる人とできない人との差があるのだと思いますね。その時は、分からないことがあったら、やはり担任を通してとか学校とかというふうにして、本当に丁寧な説明をしていただければいいというふうに思っております。

それから定額の現物支給になって、こういうふうになったのは、通学援助については以前に行われた学校統合の代替え措置としてというふうになっておりますが、以前の統合と、私の記憶とすればそれぞれ分校があった時代で、一つの学校に統合すると、そういう意味合いなのだと思うので、この統合時代というのはいつ頃でこれは何年経過しているか、それを今もまだ引きずってこういうふうにやっていただいているのですが、それでその場その場で、その年その年での対応ではなくて、きちっと一回見直す検討時期にも来ているのではないかなというふうに思っておりますが、以前に行われた学校統合の代替えと歴史的な背景や地域の特性を持つことから一度に調

整することが困難であるということがありますが、なぜ統合の方、一度に調整することが難しいのか、どういうところが難しくしているのかちょっとお尋ねします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

いろいろな方からお話を伺いますと、例えば戸河内分校があった時代、それから達谷分校、佐野分校があった時代に、その学校を平泉小学校に統合するといった時に、その代替えとしてスクールバスで運行をしましょうというようなことがあったというふうに聞いております。地域の方に、この間の3区、4区、5区の関係でお話を伺った時も、ずっと前から分校が統合した時の条件だったというようなことも伺っておりまして、なかなか、今まで地域の方々が、統合したところを拠り所にして今までのバス通学については、そういう認識のもとに運用をされてきているのかということが先程申し上げた認識のあたりにあります。それぞれの約束ごとが今どのような形で、どのような条件でということ、具体にはちょっと今、紐解くのは難しいのですが、立地条件とか家の建て具合にも少しずつ変化が起こってきておりましたので、極端な話、門口から門口まで運べばいいのかとなると、それもまた交通安全指導とか体力の維持向上などの側面から見ると必ずしも望ましい形ではないというふうに考えておりますので、どういう形にすれば公平であるかというあたりの議論と、それからご了解をいただくには少し時間がかかるかというところで難しいという表現をさせていただいたところでした。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

50年も前の話でございますので、今のように社会的な、地理的な条件も違ってきていますので、スクールバス出して子供たちの安全確保は十分な、これは是非ともしてほしいという願いはあります。

それで、今、スクールバスは幼稚園と小学校と2台になっているのでしょうか。ちょっと私もそこは認識不足なのですが、スクールバスの対象者というか、スクールバスの年数、かなり古くなってきているような気もするのですね、台数と。それからスクールバス運行経費というのもどの程度年間かかっているのかということを含めて、ちょっと概算でいいですのでお願いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

現在、スクールバスは中型のスクールバス、これは29人乗り、運転手含みでございますが、29人乗りでございます。これについては達谷、それから戸河内方面を小学生、幼稚園児を対象に運んでおります。大型のスクールバスについては47人乗りでございますが、これにつきましては達谷、それから戻ってきて瀬原、大佐というふうな形で歩いております。いずれも、どちら

のスクールバスも平成12年、平成11年に購入したものでございまして、大変老朽化が著しい状況にございます。昨年度につきましては、中型バスについては17日間、突然に故障して、町の研修バスを利用させていただいたというような経緯もありますし、故障の頻度も高くなっておりますので、そのあたりはスクールバスの通学に差し支えないように教育委員会では対応しているところでございます。

予算についてでございますけれども、スクールバス運行にかかる1年間の費用については、総額で運転手の人件費、それから燃料費、修繕費込みで今年度、平成26年度の予算ですが、762万6,000円ほどを見込んでいるところです。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

そうすると年間700万円、老朽化しているスクールバスもあるので、その修繕費もかなりかかってくるのではないかとということになりますね。

それで、定期の支給額についてはどのぐらいの経費がかかっておるのでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

平成26年度の予算見込みで182万7,000円を見積もっているところです。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

それでは、それを総体的にしますと、修繕費もかかってくるということになると年々これが加算してきますし、地域住民、PTAからの要望があつて、長島地区の距離的なものも精査していくということになっていきますと、かなりこのところについては予算もきっちり計算して、そしていただいて、PTAの皆さんからの要望も踏まえた方向性を模索していくというふうなお考えのようでございますが、模索するのではなくて、即予算上の中で検討をしていくべきではないかと思うのですが、通学する児童の安全確保とか教育環境の整備を図るためにも、この制度、スクールバス制度、それから現物支給制度についても、やはり一度に調整することは困難だというその背景的なこともあるようですけれども、50年も過ぎていきますので、ここでその制度を見直し検討する必要があるのではないかとこのように思います。

公平性とか安全性ということを今いろいろとご答弁いただきましたし、その都度、議員の人たちから質問されたり地域から言われて、その都度その都度、小出しに変えてきている部分があるように思います。そうではなくて、やはりこれから子供たちの安全確保、教育的配慮をするためにもスクールバスの安全を確保し、新しく1台は購入し、途中でエンジンが止まってしまっとうしょうかというようなことではなくて、新しいスクールバスを購入する予算を立てるというふうなことで、公平な運営を図って通学援助、運用計画を立てて予算化してほしいと、予算化して

教育的配慮を検討されるというふうなことを、そしてこのことについても教育委員会、学校、保護者、地域との連携でいろんなご意見を頂いて、こういう子供たちの安全確保をすべきではないかなというふうに思いますし、それも改めて説明を加えていくというふうな形が必要ではないかというふうに思います。

この件については、予算等と町全体のまちづくり、教育的環境もありますので、ここは町長にもご答弁をいただきたいというふうに思うところです。町長、お願いします。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

ただいまの寺崎議員のご質問ですが、いずれ先程、地域性、また長い歴史もありますし、統合当時のそういった当時の条件もあります。私も以前にはPTAにもかかわらせていただいたことがあります。今、中学校のことは質問では出てきていません、再質問では出てきていませんけれども、いずれ長島中学校ですね、やられている保護者会で運行しているバスもですが、当時は、かつてはいつまでこれをやっていかななくてはならないのかというような議論がされたこともあります。しかし、やはり統合当時のこういうのが条件だったということは強く出てきておりましたし、今回の長島小学校もです。平泉小学校のことですが、特にこの夏ですね、先程の質問にあったように運行をストップ、休み期間だけですが、ストップしたこともあります。そのことによって、なぜストップしたのかということをお話しされた時も、実は運行されていない地域から、いや、不公平感があるのではないかなというふうなご意見も出されて、非常に町としても安全に、なおかつ公平感をなくさないようにという今までずっと配慮して運行してきたのは事実であります。そして、当初は1年生、2年生の、長島ですが、定期券のこともあったのですが、4年生からは自転車使えと、では3年生はどうするのかと、3年生は歩かなくてはならないとなるわけですから、そういったことで、3年生まではということで今年は上げた、そんな経過もあります。

そういう意味では、総合的に考えなくてはならない、そういう時期に来ていることは間違いのないと思います。ただ、今年度も平泉中学校の長島から通う生徒に対しても今年は5,000円ということですが、しかし、正直、バス会社からは、来年からはやはり値上げをしなくてはならないと、そういう条項が出されています。その中で、では負担を5,000円から7,000円にするとか8,000円にするとかといった場合のこと、そして、町としても、では5,000円は5,000円に落ち着けてもそれを町で全額負担していくかということになると、やはりかなりの負担になっていきますし、そういう意味では総合的に考える、そういう時期に来ていると思っております。そういう意味では、学区の皆さんとも、PTAの皆さんとも、地元の、PTAのみならず地域の皆さんともお話ししながら、いずれ教育委員会、そして私、当局も一緒になって、そのことは検討する時期かというふうに認識しておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

そうすると、総合的に考えていかなければならない時期に来ているので、そういう時期を見て解決の方法を探していくというふうに捉えてよろしいでしょうか、町長。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

いずれ、抜本的な対策ということはなかなか考えにくいので、総合的な考え方をやはり打ち出していかなくてはならないというふうに思います。そのためには、PTA、そして学区の皆さん、そして地域の人たちも入っていただいて、そして教育委員会、そして私ども一緒になってその検討をさせていただく、そういう方向になるかと思しますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

議 長（佐々木雄一君）

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

それでは、だんだん時間もなくなって、ゆっくりとしてしまいましたが、社会教育の推進でございませう。今のような話もやはりそうなのですね。今の親たち、私たちがそうだったのでしょうけれども、やはり地域社会の中で自分たちがどういう立場にあって、どういう地域貢献というか、地域の中で暮らしていくかと、子供たちも一緒に地域で育てるのだと、そういうふうな認識がどんどん薄くなってきているような気がするのです。答弁も須くとてもいいし、それで事業を世代担うとか教育振興運動でやっておりますということは答弁にはなっておるのでございませうけれども、実際、教育振興運動も、あなたの方の地区は今度発表の番ですよと言って、その時だけでイベントに終わって、その後が続いていないと、ご答弁にもそれをフォローアップをしなければならぬのだというふうになってはいますが、いずれそのフォローアップが必要なもので、しなければならぬではなくて、していただきたいと思って私は今、質問しているわけですので、そういうところで、どのような開催をこの成人教育の中でも家庭教育の中でも、我が子のこと、我が家庭のことばかりではなくて、地域に広がっていくためには、やはり公民館を中心に一つのイベントで終わらせるのではなくて、それが横のつながりだったり縦のつながりだったりということで、そこを仕掛け人になっていただきたいというふうに思っていたわけですね。協力し合う精神、人材の育成が重要であるということなので、この辺のところ、フォローアップはどんなフォローアップなのか、それから若い世代が集う場の提供や事業の開催が急務であるというふうなご答弁をいただいているのですが、どのような開催を、今すぐは考えておられないのでしょうかけれども、この答弁を書くにあたってイメージはあったと思うのです。このイメージとして、それは次年度にどんな感じにしたいのかということが多分おありではないかと思しますので、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（佐々木雄一君）

岩淵教育長。

教育長（岩渕実君）

まず、教育振興運動のことについてお話がありました。かつては確かに教育振興運動で発表は地区ごとの順番性といいますか、だったと思いますが、今は学校単位でということで発表していただいているところでもあります。そういう意味では、順番だからというふうなことではなくて、それこそ学校を中心とした地域ぐるみでどういう家庭教育なり子育てをするかというふうなことで推進をしようとして今回で3年目になると思いますが、そういった形であります。

それから、成人教育についてであります。最初の答弁にも申しましたように、例えば公民館事業というふうなこと一つ取ってみますと、例えば趣味の同好の志が集まって活動するというふうな、そういったことが結構多いような気がいたします。これからはまちづくり、いわゆるコミュニティづくりというふうなことに視点を当てた形で、ボランティアを含めて自分たち自身が参加をする、学習をするという、そういう場の設定というものもこれからは大事になってくるのではないかと、そういうところにシフトを変えるというか、一部をそういった形で取り組んでいく、これはまだ公民館と相談をしているところですが、これから具体化になっていくわけですが、そういった形で進めていきたいと、そういうふうに思っているところです。

議 長（佐々木雄一君）

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

ありがとうございます。

それでは、最後に、暮らしの安全対策についてのところを再質問させていただきます。

どの地区に行っても懇談会をしても、区長を中心に安全対策だと、やはり区民のみんなの安全を守るのが、区長さんたちはそれだけの責任を持って自分たちの民区をパトロールしたり、そして地区の人たちの相談だったりということを実際に一生懸命やっているということを懇談会に歩いて、毎年のことですが、感じております。安全対策、環境整備を行っている地域によって課題も多少違いますね。中尊寺下のところと長島地区というところとかなり違ってきているのですが、いずれ出てきて話されるのは道路の安全、水路の安全、それから雨風が吹いた時にはどうするのだと、溢れてくるぞというふうなことがあります。

それで、どうなのでしょう、提案になるかどうか分かりませんが、以前、行政区で地域課題ということをお話をして、どこどこの道路、どこの水路、どこの街灯、防犯灯、そういうのがあるので、是非これをやってほしいと、こういうことで、前、鈴木町長の時だったのでしょいか、そのあとだったのでしょいか、そういうことで地域課題を出してもらって、そしてその中で一番早くやってもらいたいのはこれだと、優先順位を付けて区長に提出してもらったと。こう回ってみますと、お金がないからと言われると何とも進まないということなのですね。お金がないからではなくて、前は資材を提供するから区民でやってくれとか、そのことについてはもう少し待ってもらえれば何とか次の事業の中に併せてやれるよというようなお返事をもらったり、そしてやってきた経緯がありましたね。そういうふうに予算化した、以前のような事業で地域課題で解決策があるのではないかと、そういうふうに思うのですが、町長、その辺どのように区民の人たちの意

見や何かを吸い上げて持っていけるのかということ、私のその地域課題事業というのはどうでしょう。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまおっしゃっていることは、いずれ、今回、議会で地域懇談会されて、そういった中にも多く出されているというのも、背景にあるかとお伺いいたすところではありますが、いずれ、かつて地域課題ということで各行政区それぞれが地区、地区で集まって、そして長い時間かかること、中長期にかかることとか、そして早急にしてほしいものとかと分類をして、かつて提出して、それを町当局でまとめて、そして実施にあたっては各行政区長の方々が、町長も含め担当課も含めバスで移動しながら、当時確か1,000万円ほどの予算だったと思うのですが、地域課題をやっていこうということでやられた経過があります。その後、随時その限られた予算の中で推進して参ったところがあります。

いずれ、おおむね長い時間かかる路線とかそういうものについては別な形でということで、即やらなくてはならないそういう課題、まさに地域課題ではありますが、についてはおおむねやられてきたというふうに思っております。ただ、最近、その地域課題で行政区の区長たちと一緒に地域を周りながら、今年度はここここをやるというようなことを何年かされておられません。その後、いろんな災害が起きたり、そういった状況で現状が変わってきております。昨年の議会の懇談会でも大きな課題として出され、そして町当局にも大きく環境の保全整備と、もう一つはかつて行われていた地域課題、各行政区でいろいろ今回いっぱい出されていると、そういうのを早期実現をということで、改良をということで、平成26年度に是非そういったのを取り組んでほしいという議会からも大きな2点で要望されております。

そういった意味では、今年度もですが、更に来年度はそういった部分も予算化を少し幅を、予算額も増やしまして、いずれ今回、12月に区長会も開催されますが、区長の皆様方にもいずれ来年に向けて、そういった地域の課題をもう一度やはり拾い出していただいて、その辺を、どの部分からやれるかということも区長の皆さんとも相談しながら進めていこうという、それは来年の方針になりますけれども、今そういう形で進めようというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

では、その方向性でよろしく申し上げます。

それでは、もう1点です。戸河内道路というものの7.8キロは、あの道路は個人の土地所有地を寄附採納されたと、今は生活道路として使用されているようだと、使用している。町道として登記をしていない、これはいつどういうふうな形で登記して認定してもらえるのかということがあったので、そのことについてもちょっとお話いただければというふうに思います。

議 長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道戸河内線につきましては、あの道路につきましては県営の農免道路ということで事業整備されております。その時の条件として、土地については全て寄附ということの条件であの道路は整備されたものです。その結果、現在、個人の名義で公衆用道路というふうな形で残っているという状況です。

議 長（佐々木雄一君）

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

ということは、登記をしていかなければ町道にならないということになりますか。そうですね。ちょっとそこ、いつ登記をしていくかというところをお伺いします。

議 長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

所有権については、現在も個人ですけれども、公衆用道路というふうに登記されておまして、実質的には町道という形で認識しております。そして、実は町道戸河内線だけではなくて、実は町内には昭和60年代以降だと思えますけれども、道路を買収をして道路をつくるということが始まりました。それ以前の道路につきましては、全て寄附というような形で買収がされなかったという経過がございますので、町内にはそういう路線がどれだけあるかということまではまだ把握はしておりませんが、そういう路線は多々あるということがございます。

議 長（佐々木雄一君）

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

それでは、いや、だからいいのではなくて、これもやはり順次計画的にやっていくべきではないかというふうに思うので、是非その計画的なものも、どこをどういうふうにしたらいいかということで、やはり支障ないからいいというものではないのではないかというふうに思いますので、是非その辺の計画性や何かを組み立てていってもらいたいと思います。

それから最後です。道路にかかる枯木や枝の伐採計画は今のところ考えておりませんというふうに言われたのですが、今、南の方で大雪があって、倒木して、そして孤立して死傷者、死亡者も出てきているというふうな状況があります。これで懇談会で話聞いてきました。自分たちの地域、もちろんのことですが、自分の通勤距離の、通勤範囲内のどこでも危ない木がいっぱいあると、特にはここの町は観光客が来ると、そういうところで風や雨があたり、万が一そういう時に被害があったら町の責任になるだろうと、それから道路管理者と土地所有者の人の責任も問われるのだということも以前の議会でもそういう話が出ています。それで、そういう倒木になりそうな枯れ枝、それから私有地のところの人たちにもいくらかの予算補助をあげて、そして道路に

出ている危険な枝、枯れ枝、みんな取る計画をやはり考える必要があると思います。予算化もしていくと、しなければいけないのではないかと思うのですが、その計画がないというのはどういうことでしょうか。考えて、来年の予算などには入れていってもらいたいと思いますが、町長、お答えください。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

やる考えがないというのではなくて計画がないというだけでありまして、いずれ一つは、そういった情報を、例えば区長とか、先程の答弁でも申し上げましたが、お願いしているところでありますし、もう一つは個人でも、こういうところにこういうものがあって危険だという情報も逐次、100%行政が回って歩けばいいのですけれども、そういう情報も一つはお願いしたいということ、もう一つはほとんどが私有地であります。そういった意味では、私有地の承諾もちろん、個人の、ここがどこの山であるのか、近隣であれば隣の家だとか何とかと分かるところもあるのですが、そういった意味では知り得ないそういった場所もあります。そして情報をお寄せくださる人も、どこの木であるか、どこの土地であるかということも知り得ないと思います。ただ、そういった意味で、是非こういう路線に、誰々さんの近くにこういうものが今にも倒れそうだと、台風が来ればもう一気に倒れそうだとか枝が落ちそうだとかというのは、是非情報をお寄せいただければ町としても、ここはどこの土地だということも見ながら、そしてその方にもお話ししながら、そういった意味で、皆さんの目もお借りしながら情報を寄せていただいてというお願いしたいというふうに思います。計画的にここ、ここ、こうですよと言って今やるという、そういう状況にないという意味で、やらないということではありませんので、その辺はご理解をいただきながら、逆に情報をお寄せいただけるようお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

それでは、こういうこと全て、道路のことにしても防火水槽にしても、やはり地域住民の人たちのパトロールというか、目がやはり必要だと思います。そういう時に、担当課に電話が入った時に対応をきちっと、どこどこどうですかとか、ありがとうございますという、そういうとても丁寧な答えが、おらほの課でないからそっちにやってください、あっちにしてくださいという、まだまだやはりそういうことが町民から聞こえますので、町民もしゃべり方がちょっとまづかったりすることもあり、お怒りの言葉だったりもするのでしょうか、それに一緒になって、いや、こうでないではなくて、皆さんはすばらしい職員がいてプロでございますので、分かりましたと、ではもう一度確認しますよという体制を是非取って、いいまちづくりにしていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（佐々木雄一君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

休憩とします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時16分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

通告2番、高橋幸喜議員、登壇質問願います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

先に通告しておりました2点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

先にマスコミで報道となった新体育館建設について、多くの町民やスポーツ関係団体が大きなショックを受けております。今、岩手県民の健康寿命年齢が男性で47都道府県中、下から5番目、女性においては43番目ということとなっております。要するに、全国の平均32よりも大きく本県の場合には健康寿命が短いと、こういったようなことでございます。その健康年齢を上げるためにも、スポーツというものが非常に大切だということが多くの先生方が申しております。町民がスポーツに親しみ、自分の健康は自分で守るという意識が最も重要であると考えます。ここでお聞きいたします。

一つ、町立体育館建設一時凍結問題についてでございます。請願書採択に対する重要性をどのように認識しているのか。二つ、スポーツ人口減少対策をどのように考えているのか、3、冬期間における青少年スポーツ施設の利用時対策をどのように考えているのか。4として、スマートインターチェンジ、それに伴う駐車場、それと併設する体育館建設構想の問題点がどこにあったのかお聞きしたいと思います。

大きな二つ目といたしまして、地域防災対策の現状とあり方についてお聞きいたします。

東日本大震災の発生以来、間もなく4年目を迎えようとしております。そのような中、先月は広島土石流による災害で74名もの尊い命がなくなりました。また、長崎県北部地震も発生しまして、幸い死者は出ませんでした。明らかに異常気象による予期せぬ大きな災害が各地で発生しております。本町では幸いにして大きな災害が発生しておりませんが、しかし、いつ発生するか分からない災害に対する備えに対して、消防水利、ゲリラ豪雨に対し当局の考えをお聞きしたいと思います。

一つ、ため池、防火水槽の維持管理体制はどのようになっているのか、ため池、防火水槽の放射線量の現状と対策はどのようになっているのか、ゲリラ豪雨対策、地震に対する安全対策はどのように図られているのか、また、地域ごとの避難所、施設の現状と安全対策はどのように図られているのか、町当局の考えをお聞きしたいというふうに思います。

お願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋幸喜議員からのご質問にお答えします。

初めに、1番の町立体育館建設一時凍結問題についてのご質問にお答えいたします。

請願書採択に対する重要性をどのように認識しているかのご質問であります。

旧平泉体育館については、平成22年3月、耐震診断の結果、耐震不足と判明し、同年4月に施設利用を中止、同年10月に解体の運びとなりました。これを受け、体育館の早期建設に向けた請願がスポーツ団体から提出され、平成24年3月定例会本会議において採択されたことは議員ご承知のとおりです。このことは、スポーツに親しむ多くの皆様の意向であり、切なる願いと重く受けとめております。必要性は重々認識しているところであります。しかしながら、一方では、平成24年11月に芸術文化団体から、文化ホールの早期建設についての請願が提出され、同年12月定例会本会議において採択されました。そして、それに呼応するように、図書館や公民館等の社会教育施設の改築を望む声も多く聞かれるようになったのも事実であります。このような状況を踏まえ、双方の施設の今後の方向性に一定の見解を見たあとに、建設に着手すべきとの判断に至ったところですので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、スポーツ人口減少対策をどのように考えているかのご質問にお答えいたします。

現在、本町が実施しているスポーツの推進でございますが、町民がスポーツに親しむ場を提供する事業として、スポーツ推進委員の協力を得ながら町が中心となって行う出前スポーツ教室、ニュースポーツ講習会、壮年ソフトボール大会、夏休み親子スポーツ大会のほか、体育協会と連携して開催しているふるさとオリンピアがあります。特にも昨年度から開催しているニュースポーツ教室については、高齢者や普段スポーツを行う習慣のない方でも気軽に取り組める内容となっており、受講者の中には受講後、地域や団体に持ち帰り普及いただいているところもあります。このほか、各スポーツ少年団や体育協会等の競技団体の支援や、スポーツやレクリエーションに関する指導役としてのスポーツ推進員や、行政区の事業の円滑な実施を支援するスポーツコーディネーターの育成にも力を入れているところであります。今後も、これらの事業を推し進める中で、関係機関と連携しながら、スポーツ人口の拡充に努めていきたいと考えております。

次に、三つ目の冬期間における青少年のスポーツ施設の利用対策をどう考えているのかのご質問にお答えいたします。

現在、町内のスポーツ施設は長島球場、長島体育館、町営テニスコートに加え、学校施設の開放として3体育館を保有している状況です。ご指摘のとおり、冬場のスポーツ施設の利用は屋外での使用が制限されることから、利用団体の皆様にはご不便をおかけしているところです。このような状況を踏まえ、町では旧平泉体育館が解体された平成22年度から利用団体の方々との会議を開催し、利用調整を行っております。今後においても、利用者の方々との協議の場を設けるなど、限られた施設を有効に活用できるよう配慮を行っていききたいと考えております。

次に、スマートインターチェンジ駐車場併設体育館建設構想の問題点はどこにあるのかのご質問にお答えします。

体育館建設については、前段のご質問でも答弁申し上げたように、体育館のみではなく公民館や図書館も含めた社会教育施設の今後の方向性を総合的に検討し、その方向性に一定の見解を見たあとに建設に着手すべきとの判断に至ったところです。このことから、現段階ではスマートインターチェンジ駐車場を含めた具体の事業とのすり合わせについては、社会教育施設の全体像が見えた時に判断したいと考えております。

次に、2番の地域防災対策の現状とあり方についてのご質問の1、ため池、防火水槽の維持管理体制はどのように図られているのかのご質問にお答えします。

寺崎敏子議員からのご質問への答弁と一部重複いたしますが、ご了承願います。

防火水槽の管理につきましては、台帳や各分団などからの情報等により状況把握をしているところであり、修繕等に関しましては必要に応じ対応をしているところでございます。また、防火水槽等の消防水利の点検につきましては、各分団での対応により実施していただいている現状であり、点検後の不具合等については分団長から報告いただいております。必要に応じて修理等の対応をしているところでございます。

なお、平成25年1月、各分団の協力のもと防火水槽の貯水容量等の確認のための調査を実施しております。また、年に8回ほど開催される平泉町消防団幹部会でも、各分団から情報提供を受けながら、防火水槽の維持管理等については所管する地元消防団と協議、連携のもと実施しており、各消防団分団要望等により防火水槽等についての維持補修を行っているところではあります。更に地元消防団との連携体制を密にして、早急に対応できる維持管理体制の強化に努めて参ります。

ため池の維持管理体制につきましては、主目的が農業水利ということから、所有者が私人の場合には私人による維持管理をお願いしておりますし、町が所有するため池につきましては、実際に農業用水として利用されている施設管理者に慣例的に通常の維持管理をお願いしている状況にあります。なお、ため池が災害により被災した場合には、農業用施設災害復旧事業を活用し復旧工事をしております。

次に、ため池、防火水槽の放射線量の現状と対策をどのように考えているのかのご質問にお答えします。

ため池につきましては、環境省のガイドラインによると、河川、湖沼等ということで一般的には水の遮蔽効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいとされております。防火水槽につきましては特に示されておりませんが、同じような施設と考えられます。町内全てのため池、防火水槽の測定データはありませんが、各施設1カ所ずつの測定値があり、それらを見ますと、ため池は16区の茶畑ため池で0.08マイクロシーベルト、防火水槽は3区の防火水槽で0.14マイクロシーベルトとなっております。これらの数字を見る限り、周辺環境への影響は少ないものと考えております。

次に、ゲリラ豪雨対応策、地震に対する安全対策はどのように図られているのかのご質問にお

答えします。

このことにつきましては、関係機関、県や盛岡気象台などやインターネット、またエムネット、緊急情報ネットワークシステム、J－A L E R T、全国瞬時警報システムなどの最新の状況の情報収集や確認により避難準備情報、避難勧告、避難指示といった情報をより迅速に、また、多くの方に確実に伝達ができるような体制整備を進めて参りたいと考えております。今年度は、消防団の水防工法指導会に併せ自主防災会からも参加いただき、豪雨対策としての土嚢づくり講習会の実施やJ－A L E R Tを活用した全国一斉緊急地震速報訓練なども実施しており、自主防災会と連携した取り組みを更に強化し、全国一斉緊急地震速報訓練を活用した避難訓練などの実施も検討して参ります。

次に、地域ごとの避難所、施設の現状と安全対策の状況はどのように図られているのかのご質問にお答えします。

町内の避難場所につきましては、現在23カ所の避難場所と10カ所の避難所を位置付けております。地区公民館などの避難場所につきましては、老朽化や立地状況などから災害の種類によっては避難場所としての使用を考慮する必要がありますことから、災害の発生状況により10カ所の避難所、収容避難所への速やかな避難誘導ができる体制整備を早急に進めて参ります。また、今後の土砂災害警戒区域などの指定と併せて、避難所の指定や避難経路等を地域ごとに検討して参りたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

議 長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

まず、体育館の方からですけれども、先日、町民と議会の懇談会、各班7カ所ずつ歩いたわけですけれども、その中で体育館の一時凍結問題についてやはり出て参りました。その時に、何でそういうふうになったのだと、こういったようなことを述べられました。それで、非常に私たちは、その時には議会の方に説明がまだないと、そんなことから答えられないというようなことで返事を返しました。なぜ、我々が先に、本来は議会と執行部は一体だというふうに申し上げておった町長がなぜ我々よりも先にマスコミの方が知ったのか、非常に返事に困りましたけれども、その辺は町長はどういうふうに考えていたのか、その辺お聞きしたいと思えます。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今、高橋幸喜議員がおっしゃったように、議会に説明するのが最初だということは、私は今時点もそう思っておりますし、それが最も重要だと考えております。と同時に、私は9月定例会でも住民の合意を得ながらという皆さんのご質問にもお答えしながら、なおかつ、答弁を凍結という言葉は使っておりませんが、いずれ体育館のみならず公民館、そして図書館等の総合的な建設のあり方も更に検討していくという答弁は9月の定例会でさせていただいているところであります。

す。

それで、今回のマスコミが先行したということは、新年度、来年度になりますが、予算、新年度の予算編成があります。その時に職員の皆さんが201に集まって町長の予算編成方針を私の口から話すわけですが、その中で私がお話しさせていただいたことでありまして、それが新聞の紙上に載ったということでありまして、全く議会を無視したとか軽視したという考えはありませんので、ご了承願いたいと思います。なお、考えは前段で申し上げましたように、議会に対しましては私の持っている情報はどんどん出して、そしてご相談を申し上げ、協議をしていただきたいというその姿勢には全く変わらないことを添えたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

それはそれで分かりましたけれども、そうすると総合的に考えてということですので、まだまだ時間かかると、そしてから始めるのだということのようですから、では、総合的に判断をしてということで時間はまだまだ先にいくというふうに解釈してよろしいですか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれ、総合計画の前期が平成27年、来年度で終わります。後期計画を作成する時期に至ります。そういう意味では、では5年後の話かということではなく、5年後にどういう状況で載せれるか、それを早急に検討して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

いや、もう古い体育館がなくなって、もう4年になるわけですね。更にこれからその総合計画で、私が心配しているのは特に若い人がスポーツ人口が非常に減ってきているというのが、私の言葉で言うとやしゃないと。この間、テニスの錦織選手が準優勝、決勝進むのに敗れたと。テレビでもご存知のとおり、あれから非常にスポーツ人口が増えてきたと。更には、中古のラケットも売っていなくなったと。隣の一関では旧一関、花泉とか大東、こっちの方の町場の体育館も使えなくて、こういう冬だから、そういうことで旧体育館の方まで市民は行って、そしてやっている。更には、一つの体育館を真ん中から仕切って右と左使っているというような状況も聞いてございます。せっかくこういう時期だからこそ本来は自由に行きやれるところがないとうまくないのではないかと、これが1年、2年遅れるということになってくるということを心配しているのですけれども、その辺は町長はどういうふうに考えますか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今、質問されたとおり、おっしゃるとおりだと思います。私も就任してから現在の財政等も、のみではありませんが、前段で言ったことがそのとおりであります。その後の年が経てば、年が去年から今年になればまた国からの支援事業の内容も変わってくることでありますが、現段階で言いますと、更に2億円ほど自主財源がほしいような状況にもなっておりますし、なおかつ、議員もご承知のとおり6億5,000万円の建物が昨年、一昨年段階では、今年の3月の段階では8億3,000万円ほどという事業費の説明をしてきたところでありますが、実際、全国的にこの地域の資材、震災の関係もあると思いますが、また、オリンピックの関係等もあると思いますが、おおむね10億円は、今の設計です。10億円はかかるだろうという、消費税のことについては現在、選挙中ではありますが、来年、再来年に延ばされたことでもありますけれども、いずれおおむね、そのぐらいは今の現段階でもかかると。更には水道、そして排水設備等もやると更にそれが追加が予想される状況にあります。

そういった面もいろいろ加味していきますと、ひとつ、その総合的な施設の判断も必要だということも再考される中に組み入れながら、更に検討を進めていきたいというふうに思っております。いずれ、後期計画があと5年あるからそのいずれかにやればよいということではなく、総合的な取り組みをどういう形でやっていくかというのは、いずれ早急に検討することだというふうに認識いたしておりますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

ご存知のとおり、今、東京オリンピックだ何だということで建築資材も上がっているというふうに町長、お話ししましたが、これは私の個人的な見解ですけれども、いずれ、政府があれだけ借金しているわけで、これは日本政府に限らず、世界各国見ても借金を返した例はないのです。要するに、借金を減らすのはインフレなのです。返すのはインフレにするほかないのです。ですから、今、インフレを盛んと煽っているというふうに私が思いまして、だから、これはいつまで経っても建築資材は上がります。だから、あるところでもう思いきってドンとやってしまわないと、ただ、次のものにかかるのには間が残るかもしれませんけれども、やはりそういうふうに思いきったやり方が必要ではないかなというふうに思います。

更には、今回、この凍結問題について体育館が我々に図面示されました。この方たちの地権者に対する説明がなされたのかどうか、その辺。

議 長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

町長が前段で申し上げましたように、9月の定例会で検討するというので、その9月定例会が終わった後に関係する課と、それから町長、教育長を含めて検討したところです。方向性がある程度固まった段階で、来年度の作付けとか、それから機械等の関係もあると思っておりますので、

10月下旬から11月にかけて3名の地権者の方には総合的な方向を見てからというようなことで、今回は土地については一旦は白紙に戻させていただきたいということと、あとまた改めてお願いする場面もあるかもしれませんがということをつけ加えて、当面の間は作付けをお願いしたいということでお話を申し上げておりました。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

そうすると、体育館の建設する予定のところは白紙というふうになったということを知りましたけれども、先日いただいたスマートインターチェンジの設計図には建設予定地という、ちゃんと赤線できちっと入っているのですけれども、ではそれはもうないのですね、そこは。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先日の全員協議会で議員の方々にお渡しした図面は、一番最初の、昨年度の図面でございますので、その部分については削除でお願いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

分かりました、そういうことで分かりました。そうすると、先日、一つ気になったのは、祇園線、これが当時の説明の時にはスマートインターチェンジの駐車場と体育館の駐車場が一つになってくると、仮に現在の段階だと体育館の予定地の北側に駐車場が設けられるようになるだろうと、そうすると体育館がここでは将来県道となり得る道路の横断をするようになると非常に危険が伴うので、総合的に見直したいと、こういったようなことですが、県道の問題、これは町長、いつ頃、県道になる見通しですか。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道祇園線の県道のお話については、町がそういう考えであるというだけで、このことについては県当局とは協議をしておりませんし、いずれ、それについては栗原北上線の県道昇格問題、これらとも併せた考えの中での一端でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

でも、県道というのはこっちから申請しなければ県道にならないのではないですか。そして、県議会の議決を経ないと県道昇格というのはならないのではないですか。ということは、申請したのかしないのか、その辺をお聞きしたいと。

議 長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

申請とかそういうものは現在、一切しておりません。栗原北上線の県道昇格問題ということで県に要望しておりますけれども、その要件として現在の町道を県道、そして現在の県道を町道という交換が一つの条件です。その上で祇園線については、その際に県道昇格を併せて考えたいという趣旨の考えでいるという町内だけの考えのものでございます。

議 長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

では、分かりました。というのは、あそこが県道昇格になってくると、これは地域住民に必要だと思えますし、パブリックコメントを求めなければならないというふうには思いますが、いずれ、そうなってくると、そうでなくても今度、スマートインターチェンジができれば恐らくあの地域の路線価が上がるでしょう。そうなってくると、仮に体育館をあその場所に建てようとする時に、まだ土地の買収には割増のといえますか、現在よりも高い値段で買収しないと買収に応じてくれないのではないかと、私はそういうふうに感じます。そうすると建設費の値上がり云々ということを考えている暇がないというふうには私は思います。ですから、やるならやるということで早急にやはり決断してやらないと、恐らく、いずれスマートインターチェンジができたあと見直しがあって、そして地価、路線価が上がるだろうと。そうなってくると当然田んぼをつくりながらも固定資産税が高くなってくると、そうでなくても田んぼが楽ではないというような時に、そうなると思います。その両方一緒に進めていかなければ分からないと、こういうふうなことだと私は思いますが、その辺は町長、どういうふうに考えていますか。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議員おっしゃるとおりで、当然長い期間をかけておくということにはなりません。いずれ、スマートインターチェンジも議会にもご説明申し上げましたように、平成33年の4月が通行できるようになるということですので、いずれ7年あります。しかし、7年間待つてからということにはなりません。いずれ、先程財政のことを若干申し述べました、体育館についてですね、財政のことを若干申しましたけれども、いずれそれだけが鍵ではなくて、その前段で申し上げましたように、総合的な考えに基づいて、例えば議会の皆さんにも、例えばステージは設けられないかと、せっかく建てるのだからやはり地べたで見るだけではなく、例えば観覧席も若干設けられるような、そういった設備も、どこまでが中途半端か分かりませんが、いずれ、そういったぐらいは新しい体育館には付ける、そういうものも必要ではないかという要望等もやはり出されております。かといって文化ホールの要望もありますので、そういった面を加味しながら総合的にどういうスタイルで、合築がいいのか、例えば同じ地域に体育館、そして公民館、図書館、

そして文化ホールとスポーツ施設と果たして合築できるのか、例えば合築できなくても同一地域となれば、自ずと駐車場の関係も広さも当然限られてきます。そういったものを総合的に判断して、特に文化施設と体育施設が本当に一本の方がいいのか、また、町の中にある図書館、そして、公民館ももとの公民館のところにありますけれども、いずれ、体育館の管理上、図書館の管理上、そういった総合的な考え方をやはり示し、そして将来この地域を、以前、中学校周辺を将来は文教区域だといろいろお話した経過もありますが、そういったように、将来的にこの区域をこういうふうにしようという一つの構想の中で、まずはでは新年度は体育館からやろう、そして何年か経ったら公民館を、そして図書館をとというような、総合的なそういうビジョンの中で進める方向がいいのではないかというような今考えに、現在です、立っているところであります。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

その総合的の中に一つ、今どこの市町村も人口減少で悩んでいます。各市町村はどのようにして人を増やすかということで、結局、若い人の奪い合いになっております。その中の一環として、みんなほとんど結婚お祝い金とか出産お祝い金とか何々金とかとみんな金、金、金、こういったようなのが競い合うようにやっているようです。これでは財源持たないというふうに私は、どこかで必ずつまずくところが出てくるはずだというふうに私は思っております。しかし、その中で、要するに出会いの場、そういった若い人たちが出会いの場のあるような、体育館に限らずですけれども、文化センターもその一つに入るかもしれませんけれども、若い人たちが仕事の帰りでも自由にスポーツ、男女が入り込めるような環境づくりこそ、逆に人を増やすもとになるのだと私はそう思っております。だから、早くそういったものが自由に、ならば一関の仕事の帰り、そこで上着脱いですぐスポーツに親しめるような環境づくりが必要ではないかと、こういうふうに思います。

更には、またこのあとに出てきますけれども、今、先程から言っていました震災が多いです。前町長は太田川から南側の避難拠点、あるいは南の方も発展させなければならないと、同じように、そのための一つの起爆剤にしたいと、こういったようなことをチラッと聞いたことございます。今、仮に大佐住宅、祇園住宅、そして上野台、高田前、こういったような一つの集合住宅に入ったところの震災に遭った時の、というのは個別の住宅の震災よりも一気に避難者が増えるのです。その時の対応というのにはこういう大きな施設しかないのです。そのためにも私は、スポーツのことだけ先程言っておりましたけれども、是非あの地域の避難場所としてのことも一つの要素に入っていると、だから早く建てなければ分からないのだということを私は言っているのです、その辺、ひとつお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

高橋議員おっしゃるとおり、計画の中ではその体育館につきましてもあの地区の避難所ということでの位置付けも併せながら検討して参るといような話で進めてきたところでございます。いずれ、今後早急な必要性ということをおっしゃったところでございますけれども、いずれ検討の中でどのような形の決定事項がなされるか分かりませんが、いずれその中でも併せながら、避難所としての位置付けは変えることなく再検討の中の重要要件として必要な内容での検討を進めるべきものと考えてございますので、いずれ、いつ時点という形のはここで申せませんが、その中の一つの重要な要件であるということ間違いのないものだと思っております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

最後に、最後というのは1番の最後ですよ。総合的に判断して、あの地域にはそういったことはふさわしくないということが出た場合には、もうあそこは白紙だと、あの地域にはいかないと、あるいはこっちの文教地区とかどこか、長島にいくとか、そういったようなこともあり得るといふふうに解釈してよろしいですか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

あそこは現在、この間お示した祇園地区ですが、あそこはだめだということではありません。あの地域も含めながら総合的に考えるということでもありますので、ご理解を賜りというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

分かりました。まず、ひとつ早急な決断と実行を願いたいと思います。

次に、ため池の防火水槽の維持管理体制でございます。私、先程から地震のことばかり語ります。要するに、消火栓は、防火水槽はそれだけではなくて農業水利としての機能もあるということをお先程、町長述べておりましたけれども、消火栓はほとんど大きな地震の時にはいかれて終わりです。いかれてというか、切断、今いろいろ地震に耐えられるような管がございますけれども、ほとんどが管が切断なれば消火栓はということを聞かないと。私が思っているのは、やはり昔からある防火水槽、防火水槽でも地震で壊れて水流れるということもございますけれども、原始的で一番安全なのは、確実なのは防火水槽でないかなと、こういうふうには思っております。ですから、消火栓も、これは消防法でいろいろあるようですけれども、防火水槽の方も是非充実していただかなければならないと思います。そこでお聞きします。

防火水槽はいろいろ基準がございまして、ためておかななくてはならない水量というのが決まっていると思いますけれども、そのところに泥がたまれば結果的には、消防法で決められている毎分1立方メートルを40分上げるような水量でなければだめだというような基準がございましてけれども、泥が入ってしまえば結局そういったような機能が果たさないわけではないけれども時間が短くなってしまうと、こういったようなことですのでけれども、その泥上げとかそういったようなものの管理体制はどういうふうになっているのか。また、一つ、消火栓、これにつきましての管理はどういうふうにやっていくか、その管理方法はどのようなふうになっているのか、例えば消火栓につきましては1年に1回は必ず水を出してチェックしているのか、その辺をお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

消防水利の特にも防火水槽でございます。ただいまご指摘いただいたとおり、防火水槽の規格については1分間に1トン、1立方メートル、それが40分継続ということで40トンの防火水槽を設置しているところでございます。そのうち、町内に128カ所の防火水槽ございますけれども、平成25年の1月、先程答弁申し上げました内容にもございますが、1月だったと思いますけれども、そのうち無蓋、蓋のない消火栓につきまして各消防団、所管する消防団に依頼しまして、貯水能力のチェックをしていただいたところでございます。ただ、無蓋の防火水槽、128のうち44カ所ございますが、そのうち7割ほど、30基ほどの防火水槽についてチェックさせていただいた結果、確かに堆積土はございますけれども、支障を来すほどの量ではないというような、すみません、詳細な数字はここに持ってございませぬので、支障を来すような量ではないという報告を受けたところでございます。ということで、その規定の40トン、多少貯水能力を下回っている部分もあるかと思っておりますけれども、おおむね40トンの能力の貯水量はあるものというふうに考えてございます。

それから、浚渫でございますが、特にも無蓋でございまして、大震災後の福島原発等の問題もございまして、放射性物質等が、先程の答弁の中に水質そのものは特段問題はないかと思っておりますけれども、その中の沈殿したものがもしかしたらある可能性もございます、調査してございませぬ。土質の調査はしてございませぬので、その内容については分かりませぬけれども、可能性がございまして、それを浚渫して、例えばそれが不適當というものであればその仮置きする場所がございませぬので、それについては現在、対応をしないような形のお話はしているところでございますので、いずれ、堆積土の浚渫については現在やってございませぬ。

それから、消火栓の管理につきましては、各分団で年に最低1回は消火栓を開放していただきまして、消火栓の状況のチェック等をしていただいておりますので、それらの状況に応じまして補修が必要なものについては対応させていただいておりますのでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

先日、懇談会で、その防火水槽の水をかけていいのかと、火事になった時それをかけていいのかということで、いや水は大丈夫だと思うけれども泥のことは分からない、泥も一緒に流れるというふうに言われて返事に困ったということもございました。今回そういうことですっかり分かりましたけれども、いずれ、ある長島の地域で火災が発生したということで消火栓を開けようと思ったら錆び付いて開けなかつたと、こういったようなことがあったようでございます。そのうちに消えたのかどうかそれで大した大きな問題にならなかつたようですけれども、そういったような小さな報告でも、今回は大きい火災に至らなかつたからまだその程度で済んだのかもしれないけれども、そういったような不備などの報告などはどういうふうに行われているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それぞれ各分団で点検する時期については定まっておられませんけれども、その中で異常があった場合、今申し上げられましたとおり、錆びて回らない弁があるとか、そういうものについては、分団長を通じまして報告を受けておりますし、年に8回から9回ほど開催します幹部会ございますけれども、その中での報告をいただくこともございます。それで対応すべきものについては対応させていただいてございますし、現在、火事場で回らなくて対応できなかったというようなお話は今聞きまして、そういう現状があるというようなことであれば、それについてはいずれ速やかな報告をいただかなければならないというようなことで、会議がございましたらその場で再度お願いするつもりでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

あとは防災マップ、これは何年に一度見直すとか変更なったというか、そういったようなものについては見直しは何年に一度やるようになって、何年に一度そういうマップを発行しているのか、その辺お聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

現在、平泉町で策定してございます防災関連、洪水ハザードマップでございます。その中には、土砂災害にかかわる部分の箇所も掲載してございますけれども、これにつきましては平成18年の3月に発行してございまして、何年に一度の見直しが必要だというものの規定はなかつたと思っております。ただ、現在、国土交通省が北上川の特にもこの地域、一関遊水地については堤防がまずその完成断面になったというようなことで将来的な破堤を想定したハザードマップの検

討をしてございます。それらの情報等が来年度もしかすると公表になるのではないかなと思ってございますけれども、公表になるようであれば、それらの資料を活用させていただきまして、新たなハザードマップの策定を検討してみたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

それだったらいいのですけれども、とても平成18年の資料ではまだバイパスも開通していない、堤防もすっかりできない時のあれですので、やはりこれ是非、これを見ると近くに置いて自分の避難場所これに印付けていて、いつでもそういうふうにするようにと言ったけれども、とてもこれでは古くてだめだから、早急にやはりそれらを活用してやるべきだと、そして各戸に配布べきだと思います。ただ、その時に、今のものは国土交通省からの洪水ハザードマップのようすけれども、そうするとこっちの町内の方を見ますと危険箇所、土砂崩れの土砂の危険箇所というのがございますね。先程の答弁の中に危険、特別危険区域、これらも見直すというようなことがありますけれども、その時には見直して新たなマップをつくるというふうに解釈してよろしいのですか。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

先程、町長の答弁の中でも土砂災害の警戒区域の指定等も今後必要となって参りますので、その際には洪水のハザードだけではなく、土砂災害区域につきましても県からの指定がなるというふうな形の説明会も先日、該当地域でなされたようでございますので、それらの内容を加味した内容で新たなハザードマップを作成したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この間の広島での土砂災害のことでも、県の方でここは特別警戒地域に指定するというような案が出た時点でなるかもしれないと今言った説明、これがなされないで、あるいはなっていたのを住民に知らせなかった、あるいはなったらとてもではないが、地価が安くなるからやめてくれと、こういったようなことでかなりの地権者からの抵抗が、片方は安全対策を優先するし、片方は財産の目減りを減らそうとするということで、なかなか難しい問題でそういうのを指定することは非常に難儀な、相当な労力が必要だというようなことを言ってございます。是非本町においては、その辺はやはり危険なところは危険なのだというようなこと、特にこれを見ると大佐の公民館、これが土砂地域のど真ん中に建っていたというのがこれで見ております。また、この間、6区ですか、公民館での懇談会の時も、私の方の部落の避難場所が上の土砂崩れの真ん中

だと、一体それはどうするのだといったような話もされております。そこはずっと上の方だから大丈夫だと私なりには見ましたけれども、ただ、大佐の公民館を見ますとまともに黄色くなったところの真ん中にポツンとあると、だったら、いっそのこと、こういうところはもう避難ということにしない方が、逆にあとから避難地域と載っていたから俺は避難したのでそういうような事故が起きたということになるといろいろ問題があると、だから、こういうのは早くやめた方がいいと思います。

それで、最後の一つになりますけれども、花立堤の問題を申し上げたいと思います。

これは以前はあの辺の農家の人たちの田んぼの水利、水引に使っていたというような経過がございます。そのために、あの辺の人たちがみんなで水を抜いて、1年に1回とか3年に1回とか泥上げをやったり草刈りをやったりして、きれいになっていたと。私は小さい頃はあそこで泳いだと。また、平泉中学校の仮装行列のあとにはすぐあそこに行って入ったと、こういったようなこともございます。それが、あそこから引っ張る人たちの水、農家の人たちがだんだん農地が減りまして、利用している人たちが少なくなった現在、結果的には管理する人がいないのかと、それでああいう形になるのかなと、こういうふうに私は思っております。あその管理はどこがやっているのか、ちょっとそれをお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

花立ため池については、町の所有物ですので町が管理ということになっております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

大分古い話ですけれども、平泉の御所、12区の御所、ここが何年か前に、その時に4件か5件か大火災があった。その時にあの花立堤の水を一気に上げて、あそこから流してよこして、それで消火に当たったというのは私、小さい時、覚えてございます。町内の、先程も言いましたように11区、12区、13区、あの辺の火災になった時に、更には消火栓が使えなくなった時の唯一の手段はあの花立堤にあると私はそういうふうに思っています。そういったようなことで、それが近年、雨が降ってあそこにいっぱいたまってくると、ある土手の一部が、民有地ということもあります。その木の根っこが大きくなってきて、だんだん水の方に行って、ある一定の水位以上なってくると根っこから水が伝わって漏れているというようなことが地域住民から出てございます。あの辺を是非整備するつもりがあるのかなのか、ましてや、あの世界遺産センターから見た時には非常にあれをきちっとやればかなりいい、平泉にまた一つの名所ができるのではないかと、あの辺を、地域の消防水利のためにもあそこを整備すべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今、議員がおっしゃるとおりであります。かつて町内にはいろんなため池があります。当時はまさに地域のそういった農業水利がほとんど主だったと思いますし、そういう意味ではきれいに、どこの管理かということではなく、自分たちが利用するため池だということで、実はずっとその地域で管理されてきた時代でありました。しかし、昨今、農業水利が、農業情勢もこのような状況になる中で管理がやはり行き届いていかない、そういう現実が花立の堤だけではなくあります。そういった意味では、地域の、先程防火水槽、そして消火栓のご質問もありましたが、まさにそれにだけやはり頼れない状況が今想定されてきております。まさに想定外ということもありますが。そういう意味では、地域の防災、防火の一つの要としてもそういった堤、ため池の管理は今後更に重要なことだというふうに思っております。単純に町の管理だから町やれということだけでは、やはりそれなりの財政もかかることですから、地域の方々ともご相談を申し上げながら、一層管理のあり方についてもいずれ追求しながら、また、ご相談を申し上げながら進めて参りたいというふうに思っております。

議 長（佐々木雄一君）

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

是非、今、平泉は世界遺産という大きな資産ができました。また、芭蕉のあれも出ました。今ないのは、奥州市に二つ、一関に一つ、日本の池百選、ベスト100に今全国で選ばれております。その中に奥州市と一関の池が入っています。是非あそこ、消防水利のほかに整備するのだったらあそこから見えた時に、是非日本の池百選に選ばれるようなものに仕上げれば、また更にもう一つ平泉は名所ができるということで、これをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（佐々木雄一君）

これで高橋幸喜議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 4 分

再開 午後 3 時 3 0 分

議 長（佐々木雄一君）

再開いたします。

通告 3 番、升沢博子議員、登壇質問願います。

2 番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

今日の一番最後になりました。

1 1 月の議会と町民との懇談会の中で、ある地区で今年になってから平泉に被災地から引っ越

してきたという方が参加してくださいました。なぜ平泉にいらしたのですかとお聞きしましたら、今被災地では病院がないと、そういう、リタイヤされた方ではあって、被災地で一生を終わるといふことに非常に不安を感じたのでこちらに引っ越してきたというふうにおっしゃっていた方がおりました。やはり3年半以上も経過すると、そういったまだまだ被災地は大変な時期ではあるのですけれども、当町、平泉の中ではなかなかそういった思いを馳せるというところが薄くなってきていると、自分自身も含めて感じているところがございます。できましたら、その思う気持ちを忘れないで、支援していければというふうを考えております。

それでは、先に通告しておりました2点について質問いたします。

一つ目の世界文化遺産継承と観光行政について、二つ目、要注意外来生物対策について、この2点について質問いたします。

最初に、世界文化遺産継承と観光行政についてですが、1番目、世界文化遺産登録から4年目に入ったわけですが、現時点の観光客の動態についての状況分析はいかがででしょうか。2番目、全体として増えている外国人観光客への対応はどのようなふうに行っていますでしょうか。3番目、海外への情報発信への対策はどういったことを行っているでしょうか。4番目、平泉の文化遺産に対する意識の、平泉の中のやはり地域格差があるように感じています。平泉学などを通して地域密着型の町民の学びが必要ではないでしょうか。5番目、登録5周年及びスマートインターチェンジなどの道路網の変化に合わせた将来の観光行政の長期的ビジョンはどうでしょうか。6番目、平成28年度開業の道の駅と観光をどのように結び付けるお考えでしょうか。

大きな2番目、要注意外来生物の対策について、一つ目ですが、近年、北上川沿いの遊水地、あるいは河川敷、そういうところにセイタカアワダチソウという要注意外来生物がかなり群生しております。その対策はどのようなふうに行っているでしょうか。この大きな二つのことについて町長、一部教育長に質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員の質問にお答えします。

初めに、1番の世界文化遺産と観光行政についてのご質問の①になりますね、世界文化遺産登録から4年目となる現時点の観光客の動態についての状況分析はのご質問にお答えします。

観光客の入り込みにつきましては、世界遺産登録の翌年の平成24年、264万人と過去2番目の入り込み数を記録いたしました。その後は世界遺産登録効果も落ち着きを見せ、平成25年には214万人、本年は200万人前後の入り込み数となると予想しているところであります。この動向は旅行形態の変化に起因しており、世界遺産登録直後はバスツアーなどの団体客が多かったのに対して、最近では自家用車やJRなどを利用した個人のお客様に多くお越しいただいている傾向となっております。

次に、②として全体として増えている外国人観光客への対応はのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、震災以降、大幅に減少しておりましたが、外国人観光客が回復してきて

いる状況にあります。町といたしましては、平成19年、20年度の観光ルネサンス事業を皮切りに、ホームページの多言語化や観光案内板や誘導板などを整備して参りました。また、平成23年、24年度には世界遺産登録により外国人観光客の増加が見込まれることから、観光庁及び東北運輸局の直轄事業を利用し、観光パンフレットやホームページを世界遺産登録の内容に即したものにリニューアルするなど、整備に努めてきた次第でございます。駅の中をはじめ、観光協会には外国語ができる職員を配置するなど対応もしているところであります。

次に、海外への情報発信対策はの質問にお答えします。

海外への情報発信についてであります。外国の方々が自国で平泉の基本情報入手いただけるように、平泉観光協会のホームページを多言語で対応できるようにしております。併せまして、平成24年度からは緊急雇用で委託しております平泉FANの動画YouTubeなどで英語と中国語で平泉のイベント情報等の発信も行っている次第でございます。また、東北運輸局や東北観光推進機構、岩手県と連携しまして、台湾やタイ、韓国で開催される世界旅行博や商談会に参加しており、現地で直接、東北に興味を持っている方々にPRや説明を実施するとともに、現地の旅行会社や平泉を含む旅行商品の造成のお願いをしてきている状況となっております。

④の平泉の文化遺産に対しての意識の地域格差があるように感じる、平泉学などを通して地域密着型の町民の学びが必要ではとの質問に対しましては、教育長からご答弁を申し上げますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、5番目の登録5周年及びスマートインターチェンジなどの道路網の変化に合わせた将来の観光行政の長期ビジョンはの質問にお答えします。

平成28年度の世界遺産登録5周年は、観光客の入り込み数が微減している当町の観光にとって巻き返しを図る重要な年であると考えております。5周年の記念事業として、中尊寺では既に秘仏のご開帳の実施を決定しており、毛越寺、観光協会、商工会なども事業内容を検討しているところであり、全町を挙げて取り組んでいく必要があると考えている次第であります。

次に、平成32年度末に完成予定のスマートインターチェンジが整備された場合、既存のインターチェンジからの観光客の交通が転換、分散され、渋滞緩和につながるものと考えております。併せて、スマートインターチェンジ付近に大規模な駐車場の整備を予定していることから、パーク&ライドの拠点としても位置付けております。町内はシャトルバス等の二次交通で送客することを想定しており、町中を多くの観光客に歩いていただくことで、地域住民とのふれあいを創出し、身近な地域イベントなどを実施する機会を増やしていくことで地域の活性化につなげていきたいと考えている次第であります。

次に、道の駅と観光をどのように結び付けるか考えているかのご質問にお答えします。

道の駅の開業が予定されております平成28年度は平泉の世界遺産登録5周年の記念すべき年であり、岩手国体が開催される重要な年となっております。現在、建設予定の道の駅は127台分の駐車スペースを有し、農産物等の販売施設やレストランなども予定されております。建設予定地が柳之御所遺跡周辺であることから、町内を回遊する際、車から巡回バスやレンタサイクル、徒歩等の地域内交通へ転換するパーク&ライドの拠点として考えております。特にも、今後は道

の駅から近い無量光院跡も含め、徒歩やレンタサイクルで中尊寺通りを歩きながら観光できるよう結び付けていきたいと考えております。

次に、2番の要注意外来生物対策について、①になりますが、近年、急速に増えているセイタカアワダチソウについての現状はのご質問にお答えします。

セイタカアワダチソウは、環境省が要注意外来生物リストに載せている植物です。要注意外来生物リストとは、外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課せられるものではありませんが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼし得ることから、利用にかかわる個人や事業者等に対し、適切な取り扱いについて理解と協力をお願いするとしております。

平泉町内の状況については、道路の裏面、堤防の裏面、空き地等、町内全域に群生して、ここ数年、特に目立つようになっております。町内で特に郡生が目立つのは、平泉バイパス沿線や遊水地堤防敷地、太田川堤防の桜岡橋から上流などで多く見られるようになりました。

次に、今後その対策を取る考えはのご質問にお答えします。

セイタカアワダチソウは種子だけではなく地下茎でも増えることから、刈り取りだけでは根本的な駆除にはならないので、地下茎を枯らす除草剤散布が有効ですが、他の植物や小動物に影響を与えることから、除草剤散布による積極的な除去は難しいと考えております。これまでと同様に刈り取りによる除草で対応せざるを得ないと現段階では考えております。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

世界文化遺産継承と観光行政についてのご質問の、4点目の地域密着型の町民の学びが必要ではないかというご質問にお答えをいたします。

現在の町内の学びの現状ということで言いますと、世界遺産について遺産の価値と登録の意義を理解し、守り伝える意識を醸成するために、町民への普及啓発事業を各種行っております。一般向けとしては、登録記念誌の全戸配布、世界遺産講演会、歴史教室の開催、各行政区が郷土学習や平泉学習に取り組める平泉学習助成事業などです。また、幼児期から中学生までの学齢期においては、平泉学を一貫して学習するための系統的なカリキュラムを作成し、大学等の関係機関との連携を図りながら、地域に対する理解を深める学習を行って参りました。人材育成を図るためにジュニア平泉文化歴訪団の活動、ほかにも小学5～6年生と中学生を対象としたときめき世界遺産塾も活発な活動をしており、高校生、大学生によるジュニアリーダーの育成も図っているところであります。

このように、幼児から大人まで幅広い年齢層を対象に取り組みを進めているところであります。特に子供たちは世界遺産学習全国サミットに参加して立派な発表をして、自分たちのふるさとに対する自信と誇りが芽生えてきております。教育振興運動に位置付けております平泉学習を今後も継承し、世界遺産のみならず身近な文化遺産にも目を向ける意識を高めて参りたいというふう

に思っております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、答弁いただいた内容につきまして、再質問をさせていただきます。

初めに、今、観光客の動態についてご答弁いただきまして、確かにいつも観光客数としては高止まりをしているということではありますが、平成26年は多分200万人を切るのかというところで、10月までの時点で167万5,000人という人数になっておりまして、12月いっぱいですが、どれぐらいまで増えるのかというところでもあります。そして、町長の答弁にもありましたように、観光バスでいらっしゃる団体客のピークは過ぎて、個人客ですね、あとはるんるんバスでの運行で歩かれる方と、それから自転車がかなり増えていると、個人客が増えているというふうに私も感じているところです。ですが、歩いて自転車で回られた人たちがお買い物とかおみやげとか、そういったところが非常に今少ないということはよく言われます。そして、中尊寺の平泉レストの方では最近、免税という企画を県内に先駆けていたしまして、非常にそれが人気だというふうなことも聞いております。確かにそういった先を見越した対策を取っている企業もあるわけですね。そういった時に、自転車で歩いていただきたいと、そういう思いはあるのですけれども、それを歩かせるための工夫ということは今どういうふう考えているか伺いたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

やはり観光客の方が町の中を歩いていただくことによって経済的にも、それからいろんな面で交流も深まるということで、やはり観光としてはそこを目指しておりまして、現在、平泉商工会といたしましても中尊寺通りの活性化ということで、平成28年、29年度ではある程度の整備がなるということで、それを目指して、先取りして、そこをどのようにしていけば、中尊寺通りの町並みもそうですけれども、そして活性化をやるのか、そして更にはそれが毛越寺通りとか、そういうものにもつながって、道の駅も含めですね、そういうふうな形で歩いていけるような観光を目指したいということで取り組んでおりますし、また、無量光院も平成28年度にはある程度の水が張れるとか、そういう環境も整ってきますので、そこからやはり地域の、来た方が魅力ある商店も、それから史跡も含めて、また新たな景観を目の当たりにして、自転車から降りたりるんるんバスから降りたりして回っていくような、そういうふうな町を目指して現在対応しているところです。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

商工会との連携ということは今伺ったとおりなのですが、ちょっとそこを具体的な案として出

ているのかどうか、そこを伺いたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

まだ正式には決まっておりませんが、来週の理事会等で諮るという話ですが、一つ案として出ておりますのは、中尊寺通り、ちょっと全体か部分かは別として歩行者天国にして、そこでイベント等を開催、もしくはいろんな商品売っていくとかですね、そういう対応はありますし、更に伝統的な工芸といいますか、木材屋さんとかいろいろありますので、それを活用して体験できるような通りにしたいという案もありますし、更にそういうものをいろいろ印刷して配ってPRして観光客の方にもいらしていただきたいというような案を今聞いております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

それはもう年度を区切ってとか、そういった計画の中にきちんと盛り込まれているのかを伺います。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

何年度にどうするというか、いずれ来年からとりかかるという方向は決まっているようですが、何年計画とか年度でどうなるというのはこれから、また、具体的な計画を検討していく段階では出ると思います。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

是非、具体的な取り組みを、町としては商工会と共に働きかけを是非していただきたいと思えます。

次に、近年増えている外国人観光客についてですけれども、その動態の中に平成23年の震災の福島第一原発の爆発に伴う放射能の影響で、ほとんど平成23年度は外国人の観光客はいなかったと、その後、この数を見る限り平成24年、25年、26年と結構増えてきているということで、平成26年の10月までの時点で16万人の中に含まれていると思うのですけれども、10月までの時点で外国人の観光客は1万1,434人というぐらいまで復活をしてきているというふうに数字としては出ているようです。実は外国人への対応について伺いたいわけですが、これはこの答弁の中にもありますが、その世界遺産登録を見据えてということで県の方でも取り組んだ事業がたくさんありました。当時の増田前知事の時代にたくさんそういったことに取り組まれたということを聞いております。

それで、実は言語に関してですけれども、岩手県が平成16年から取り組んだ平泉の文化遺産

の世界文化遺産を見据えてたくさんの事業があったのですけれども、その中に国際文化観光都市を目指すために千年の古都平泉プロジェクトということで、国際観光人材活用事業通訳ガイド養成講座というものがございましたよね。平泉町に委託されたこの事業は商工会が受けて、英語、あるいは中国語、韓国語の方たちが養成されたわけですね。その後、平成18年2月に岩手平泉通訳ガイドの会という形でそういった会が発足しております。それで、その後、商工会から柳之御所資料館、そしてまちなか案内所ということで事務所移転をしたわけですね。そして、まちなか案内所に既存のガイドの会との共存という形で事務の方もいらした時代があったわけですが、県として、多分これは県が予算をなくしたということなのではないでしょうか。その事務の方もなくなったということで、今は電話だけの取り次ぎということで、そういう団体があるというふうにちょっと認識していたものですから、ちょっとそこについて調べてみたわけですが、その方たちは岩手全体の団体ということで、当時、地域限定通訳案内士という形の養成も県としてはやっていた時代がありました。これをちょっと調べてみたら、平成24年でそれは県も終了しているようですね。そして、今はその養成も行っていないということのようです。現在その団体は会員数が55名ということですが、そのうちの有資格者が32名、そして資格者が23名という独自の団体をつくって活動していると。そして年間50件から60件ぐらいの案内を現在行っているということでした。それで、そのうち90%は平泉の案内だということですね。そして、今、この事業が世界遺産登録になって、観光客数も減ってきたということでその事業もほとんどやられていないという、独自の自分たちの活動に任せていると、そういった状況だと思うのですが、今後のことを考えた時に平泉が岩手県の玄関口であるということと、それからILCの関係、それから国体、あるいはその先にあるオリンピックということを見据えた時に、やはり国際観光都市ということで、そういった形の考え方をやはりこれはきちっと復活させていくべきではないかというふうに考えるのですけれども、その辺について、見解を伺いたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

議員ご指摘のとおり、私も、古都平泉ガイドの会に以前いらっしゃって、現在はいらっしゃらないという感じはしておりました。ただ、観光パンフレットにも古都平泉ガイドの会と下の方に並んで通訳ガイドの会ということで電話番号、連絡先あるので、今まで特にそれについて苦情等受けたこともありませんで、こういう形で順調に機能しているのかなという感じでしかちょっと捉えていなかったもので、今後やはり外国人の方も増えるということになれば、こういうあり方でいいのか、それとも事務所を構えていただいた、例えば以前のように古都平泉ガイドの会と一緒にいった方がいいのか、そこら辺もちょっとお話を聞きながら今後の対応を検討したいと考えております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

平泉町の観光振興計画の中にも、既存の事業ということで外国人旅行者にも対応するため、外国語でも対応可能なガイドを確保すると共に、地域限定通訳案内士の育成も支援しますという、これも計画の中に入っているわけですね。なので、そのところがやはりこれからのことを考えた時に、今、実際ガイドしている方にお聞きしましたが、今年になってからやはり I L C 関係のそういった外国の方たちが、少人数ではなく、バス 2 台、3 台とか、そういった大勢の方たちが視察を兼ねてだと思えるのですけれども、そういった方たちが実際に訪れていると。そして、その対応できるのはやはりその会しかないということでやっているようです。ですから、やはりそういう意味の対策というのは、平泉は特に国際観光都市と銘打った形のこういった施策を持っていくのであれば、やはり世界遺産の町として取っていくべきことなのかと思います。ですが、やはりこれは平泉独自の予算ではなかなか難しいとは思いますが、今までもやはり県との、あるいは国とのそういった施策に乗ってという形のものだったと思うのですけれども、そこをやはり平泉からの声として挙げていただくような対策は是非取っていただきたいと思いますが、ここについてはどうでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

いずれ、平泉が玄関口となって岩手県全体にそういうものを波及させるという意味からでも、県ともやはり協議しまして、いい方向を検討したいと思います。

議長（佐々木雄一君）

2 番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

それでは、是非そういったビジョンを持って観光行政を取っていただければというふうに思っております。

それでは、途中ですね、先程、11月に議会と町民との懇談会ということで各地区を回った時に、やはり文化遺産の町だということでありながら、やはりなかなか地域によっては全く無縁だということは毎年話としては聞くわけですね。そして、やはり観光税を取ったらどうかとか、それから文化遺産センターの入館料を取るべきだとか、そういうことは毎回話としては出るわけですが、そういったことで身近な平泉という我が町のことについて、きちんとやはり地域の人たちが認識を持って学ぶという態勢があると、やはりもちろん誇りを持つとか、誇りで飯は食えないという話もされるころではあるのですけれども、そういった学びの場も必要なのではないかと思ひまして、昨年、平成26年度、さっきも教育長の答弁にありましたように、平泉学が子供たちだけではなくて、地域でも学びということで各公民館単位でいくばくかの補助金を出しますので、それで自分たちで取り組んでくださいというふうに私は解釈したつもりだったので、そして、平成26年度予算の中に入りましたので、そういうことで地域で平泉のことを学ぶような取り組みがなされるのかなというふうに思っていたわけですが、ちょっとなかなか

公民館長のところにだったり、区長を通して多分そういう周知をしたと思うのですが、なかなかちょっと地域に届いていないということで、現在、こういった申請があるのかについて伺います。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

お話しいただきました地域での平泉学ですが、進め方としては、教育振興運動の一環としてこの取り組みを進めているところです。地区のPTAの方で中心になって事業を組んでいただきまして、行政区の区長の方にも説明を申し上げて、もしそのPTAのところで計画をしたいというようなことがあったら相談に乗ってくださいということで区長会にも説明を申し上げたところです。

現在の申請状況ですが、夏休みに1行政区、それから冬休み中に5行政区、計画と実施合わせて現在のところ6行政区が計画、それから実施済みというような状況となっております。こちらでは全行政区に計画を立てていただいて進めていただきたいというようなところで考えておりますが、まだ計画提出途中というところもありまして、2月までにその事業については今年度は終えたいというような趣旨を申し上げていることから、もう少し増えるものというふうに考えております。内容としましては、地域の方々が講師になって、地域に伝わるような、そういうような伝え話とかを改めて学ぶとか、あと郷土料理について皆さんと一緒につくってみて味わうとか、そういうような内容が主なものとなっております。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

観光とはまた別なのかもしれませんが、この観光振興計画にも、やはり新規の事業ということで町民であっても町内の観光資源を知らない、観光施設を訪れていない、物産品を食べたことがないといった状況を改善することを目的とし、町民を対象とした平泉観光ワークショップや町内の観光ツアーなどを企画し、理解促進の機会を提供しますというような、そういった新規の事業も、これは観光課の方の関係でしょうか、これは具体的にどういったことに取り組みされているのか伺います。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

観光振興計画については、民間、行政もかかわらず、いずれそういうふうな方向でいきたい、いけばいいという計画なのですけれども、現在も新聞等でもご存知かと思いますが、NPOの方で、例えば中尊寺、毛越寺のお坊さんが自らガイドして説明したりするというような形も現れておりますので、行政といたしましても何らかのそういう分かりやすいような対策はしていきたい

と思いますが、民間の方でもそういうふうな具体的な取り組みもありますので、連携しながら今後とも対応していきたいと考えております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

是非、やはり我が町のことを知るということで、そういった取り組みを是非行政も含めて取っていただければと考えております。

次に、スマートインターチェンジなどの道路網の変化に合わせてということで、そのビジョンについて返事をいただきました。ここの道路網について、前にも質問したことがあるのですがけれども、やはり外郭を車で、町の中に観光客の車を入れない、そしてシャトルバス、るんるんバスとか、そういったものを使って、駐車場を基点に回っていただくと、そして中尊寺通りなり町内なりを歩いていただくと、そういった計画だと思のですが、今、道の駅も外側のやはり駐車場という意味で、スマートインターチェンジの駐車場、あるいは道の駅の駐車場ということで、その中で一体町の中に人が導入できるのかという、そのところが具体的にどういうふうな方策を考えていくのか伺いたいと思います。外郭から中に導入するための方策としてどういうお考えか伺います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

道路網についてお話ししますと、いずれスマートインターチェンジの駐車場、そして道の駅の駐車場、中尊寺の駐車場、毛越寺の駐車場と、いずれこれらを起点として、そこに車を置いていただいて、そこから歩くということを考えているということですがけれども、これは逆言しますと今の観光そのものが毛越寺の駐車場、そして中尊寺の駐車場というところに停まって車で観光しているという状況を変えたいということから、そういうそれぞれの駐車場を回るような巡回バス、今もございますけれども、それを利用して中にいくらかでも歩いていただくというようなことでの考えでございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

非常に歩いてみて距離的なものとか滞在する時間も今、現時点ではかなり短いものですから、果たして歩いていただけるのかという、そういったところが非常に疑問があるのですがけれども、先程の中尊寺通りの答弁の中にも、やはり魅力的な歩いてみたい場所をつくるということが先決なのだろうということを考えた時に非常に不安視しているところですので、いずれそこは商工会なり一般企業との連携で歩ける道路づくりを、そこは是非取り組んでいただきたいと思います。

1番目の最後の質問になるのですがけれども、平成28年度開業の道の駅の場所と、それから観光をどういう形で結び付けていくお考えか、あの場所につきましては柳之御所遺跡が発掘によつ

て堀跡、あるいは発掘も進んでおりまして、将来的にはあそこに建物2棟建設するという予定も聞いております。そして、将来的には無量光院までのあのところに行くような形、そして堀のところには橋をかけるような形を考えているということを知っているのですが、そういう将来的な考えはあるのかどうか、ちょっと伺います。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

今議員おっしゃったことですが、これは県の教育委員会が行っています柳之御所の整備のことだと思います。現在、差し当たりガイダンス施設、それから大型建物の復元、そういったものがあるわけですが、現在の状況としては、財政的なこともありまして、ちょっと先送りというようなことを聞いております。将来的に柳之御所と無量光院をつなぐような、そして回遊できるようなことということで、これは町が進めています無量光院の現在の整備とあとは県教委が進めている柳之御所とを一体的なものとして整備していく予定となっておりますので、具体についてはまた県教委の進み具合にもよりますが、協議しながらそれは進めていきたいと思っております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

そうなりますと、平成28年に開業する道の駅という場所が、先程、車で訪れる観光客も個人の観光客も増えているということからしますと、やはりあの場所から平泉に導入できるお客様もかなり将来的に、あそこを起点とした導入の方法も考えていく必要があるのではないかとこのように思っています。そうした時に、もちろん産直、あるいはレストランとか、そういったところ以外に、今、多分、今後設計段階が進んでいくと思うのですが、インフォメーションという形でそのところに平泉、あるいは岩手県の全体に引っ張るような、そういったインフォメーション、案内のところがやはり必要になってくるのではないかとこのように思うわけですね。そうした時に、やはりもちろん平泉だけで対処できる問題ではないと思うのですが、そこを要請していく、申請していくという考えはないか伺います。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

道の駅の総合案内につきましては、従前ですと国土交通省は、まずは道路情報、あとは連携する広域的な重要な路線等の情報等をそこで発信していけばいいというような状況でございましたけれども、近年やはり各地区の観光情報につきましても国土交通省が主体となって、そういう形のインフォメーションをする場所を設けてもいいというような方向性になってございます。いずれ、そこについては、今回、当方で設置します道の駅の中にも国土交通省のお力添えをいただきまして、インフォメーション的施設なる部分については設置していただくような形で今進めてい

るところでございます。最終的にはそこを運用するにあたって、そこで具体的に案内をする方々の問題が出てきようかと思っております。これについてはこれから内部、外部との関係も調整も必要となってきますけれども、観光商工課、観光協会、あるいは商工会等様々な部署、あとはガイドの会等も含めまして検討させていただいて、その中で対応できるような組織化をしていくような形で検討して参りたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

先に質問しておりました国際観光都市という世界文化遺産の町とした時に、やはり言語ですね、通訳、地域限定通訳案内士という形の事業も途中で今、県も途絶えているということで、是非ともそういった世界に誇る平泉ということでそういったことをご紹介いただく、そういった通訳の方たちもそこに案内としてきちんとした形で置かれるような機関を是非ともつくっていただけたらというふうに思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問です。実はセイタカアワダチソウという植物について、昔、若い時に歌もあった、なんか可愛らしい花というイメージがあったのですが、近年、南の方でよく見かけたのです。ちょっと旅行に出かけた時にもうとんでもない勢いで河川敷を覆い尽くしていると、それで黄色がすごいなという、脅威を感じるほどだったわけですね。それで、さてこれは何なのだろうというふうに見てみたところ、セイタカアワダチソウという植物のようです。そして、この植物は北米の原産で、帰化植物ではあるのですが、本来日本には自生していない植物ということで、平泉の遊水地やらバイパス沿いの堤防に群生しているのですが、やはり困るのは、本来日本にあった植物ですね、ススキとかそういった日本古来の植物を食い荒らすといいますが、競合して結局ススキが負けているということで、真っ黄色にみんなしていくようです。そして、ススキも見たら絶滅危惧種なのだそうですね。その衰退要因となってます。地中の根から周囲の植物の成長を抑制するアレロパシーという化学物質を出すのだそうですね。根にはほかの植物の発芽・生長を阻害する物質が含まれており、それを分泌することによって周囲の植物を攻撃するというので、毒素は他の植物を枯らすだけではなく、土の中にいるモグラやミミズなど、土地を豊かにしてくれる動物や昆虫までも駆除してしまうということで、いや、これはちょっと大変なものなのだなというふうに思ったところです。実際、ちょっと平泉のメビウスの会の阿部慶元さんにも伺ったのですが、確かにかなり増えてきていると。そして、高館から見た時の河川敷の黄色が非常に目につくと。世界遺産ということの景観とか、そういったところを阻害する形になってくると非常に困るのではないかと思うのですが、そこについてどういうお考えか伺います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

町長が答弁を申し上げます。

セイタカアワダチソウについては、私も畜産をやっておった関係上草地、毎年刈るところは出てきませんが、やはり年に1回ぐらい刈るような場所はやはりその後に出てきますから、やはり出てきます。そういった意味で、牛も食べませんし、先程議員がおっしゃったように、根からそういうものを発するというので、非常に大変なことだということ最近よく感じております。ただ、これを絶滅といいますか、それを枯らすには、先程の答弁でも言いましたが、やはり除草剤ですが、除草剤を散布しますと周辺も枯れますので、ゴム手袋を当てて、そしてそれに軍手を当てて、除草剤を軍手に付けて1本1本こく、触ることですね、だと私は減らすことはできると思います。それだけの労力がかかります。ただ、恐らく環境保護団体であり堤防を管理する、堤防のことを言いますと管理する方々から言わせると、まさしく除草剤を使うこと自体が恐らくだめだということになると想定いたします。そういう意味では、今やれるのは、やはりマメに刈る、少なくとも草地は年に3回刈りますから、少なくとも2回刈ることによって減らす、なくすということは無理にしても減らすことはできるというふうに考えます。ただ、それをどういう手段でやるかというのは、現段階、今の段階で検討させていただきたいというふうに答弁させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

聞くとところによると、ハンゴンソウとか、それもやはり外来生物、ハンゴンソウは要注意ではない、もっとワンランク上ですか、なんか大変な植物というのがありますと伺ったけれども、そこについてはまだそんなに平泉は多くはないと。今やはりセイタカアワダチソウが私の見た範囲では、かなりもう背丈が2～3メートルになっているところと。それからちょっと出かかったところと結構差があるようですので、やはり阿部慶元さんに伺うと春先に刈るしかないだろうねという話を聞きました。ですので、やはり奥の細道風景地の桜山ということ、森林の中に増えることはないようです。やはり河川敷とか、そういったところ、ただ、被災地はすごいそうですね。被災地はもう空き地になったところにすごい勢いで増えているということで、やはりそういうふうなところを今の段階から考えていくべきなのではないかと思って、私もちょっと分からない部分でそういったところも含めながら考えて、是非町として住民自体がやはりみんなできり組んでいくべきことなのではないかと思ったので今回出させていただきました。

それでは、時間前ですけれども、これで終わらせていただきます。

観光行政につきましては、やはり国際文化観光都市という名前に恥じないような、そういった施策を是非とも町としてとっていただきたいと思います。これで質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（佐々木雄一君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議 長（佐々木雄一君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日 11 日、午前 10 時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後 4 時 27 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄 一

署名議員 阿 部 正 人

同 佐々木 一 治